

# 國學院大學學術情報リポジトリ

史料紹介：唐張九齡『曲江集』勅書内容総覧：巻十

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-02-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 『曲江集』勅書を読む会 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002001377">https://doi.org/10.57529/0002001377</a>

## 唐 張九齡『曲江集』勅書内容総覧——卷十——

### 『曲江集』勅書を読む会

はじめに

本稿は『史学研究集録』第四〇号・第四一号（二〇一五年・

二〇一七年）で発表した「唐 張九齡『曲江集』勅書内容総覧

——卷八——」「同——卷九——」（以下、「内容総覧」と略）

の続編である。本稿では卷十の勅書を対象とする。卷十に収録される十八首の宛先の内訳は、西南首領（二）のほかは、許齊物（一）、陰承本（一）、王斛斯（九）、蓋嘉運（五）など西北方面の地方軍鎮の指揮官に対するものである。内容は、四川方面の少数民族と吐蕃への対応、安西に侵入している突騎施に対する処置に分けることができる。起草年代は開元二十二年から二十四年に限られる。

前稿の刊行後、曲江集の勅書に関わる論考が三件発表された。まず、楮桂燕「従張九齡勅書看唐政府处理与两蕃關係的策略」

（『華北水利水电大学学报』（社会科学版）三三一一、二〇一六年）、次に、赤羽目匡由「渤海王大武艺への官爵授与をめぐる二、三の問題」（『メトロポリタン史学』十二、二〇一六年）、そして、

石見清裕「唐・張九齡『曲江集』所収の対吐蕃国書四首について」（『荒川正晴・柴田幹夫編『シルクロードと近代日本の邂逅——西域古代資料と日本近代仏教——』勉誠出版、二〇一六年）

である。『曲江集』という希有な史料が、今後ますます利用されることを期待したい。なお、各論考は本巻所収の勅書とは直接関係する内容ではない。しかし、楮論文・赤羽目論文は前二巻に含まれる勅書が検討されている。勅書の年代比定の相違については、今後の課題としたい。

卷十に関する書き下し文も、もともと、國學院大學大学院における金子修一先生の演習での報告資料を参考に、『曲江集』勅書を読む会で、読み直した成果である。金子ゼミでの講読は、卷十二の勅書部分を読了した。その後、卷十三・十四に含まれる勅書に関係する状の講読も終了した。一方、『曲江集』勅書を読む会では卷十一の読み直しが進行している。

文末には、『曲江集』勅書に関わる五種の表を付した。まず、『曲江集』勅書の全体像を把握できる「表1『曲江集』卷八～卷十二勅書諸本対照表訂正版」、次に、卷十の勅書の内容を一

覧できる「表2『曲江集』巻十勅書内容一覧表」、そして、先行研究の起草時期を確認できる「表3『曲江集』巻十勅書起草時期対照表」を従来通り文末に付した。さらに『曲江集』の中から、巻八・十二の勅書と関わりの深い「状」を整理した「表4『曲江集』巻十三・巻十四 状諸本対照表」を加えた。そして最後に、当時の宦官が中央でどのように活動していたのかを知るための実例として、『曲江集』所収の勅書と前掲の状から宦官と思しき人物名を拾い上げた「表5『曲江集』宦官名記載勅書・状一覧表」を加えた。表4・5によつて、『曲江集』勅書を多面的に考察する一助となろう。その都度参照いただきたい。

この度も、金子ゼミにおける巻十の勅書に関する諸氏の報告資料と授業での発言は、大いに参考となった。また、金子先生には多くのご指導をいただいた。ここに記して金子先生をはじめとする皆様に感謝申し上げたい。ただし、諸氏の意見を参考にしたいとはいえ、その後の検討で異なる意見を採用した場合もある。したがって、『曲江集』勅書を読む会に本史料紹介の責任があることを、再度お断りしておきたい。

## 凡例

- 本稿は、張九齡『曲江集』の注釈である。
- 全体の構成は、「本文」・「表」・「主要参考文献」・「参考史料」から成る。
- 「本文」部分には、底本の巻数と条文番号（通号）・【題】・【本文】・【校勘】・【書き下し】・【宛先】・【起草時期】・【内容】を設けた。
- （通号）は『曲江集』収録の詔勅九十三条ならびに佚文の通し番号である。
- 【題】は底本ならびに参考諸本が掲げる詔勅名である。しかし命題の経緯が判然としないうえ、題名と宛先間に異同が認められるため、別途【宛先】を設けた。
- 【本文】は『四部叢刊』（商務印書館、一九一九年）を底本とし、研究会での検討を踏まえて標点を付した。字体は九巻より原則として旧字体を用いたが、新字体を用いている部分もある。
- 【校勘】は底本と『四庫全書』（台湾商務印書館、一九八六年）・『全唐文』（中華書局、一九八三年）・『文苑英華』（中華書局、一九六六年）・『永樂大典』（中華書局、一九八六年）間の文字の異同を示した。本稿では『四庫』『全唐』『文苑』『永樂』と略記する。また、校勘の結果、底本を訂正する場合には、【校勘】にその旨を記し、【書き下し】では注記

しない。

- 【書き下し】は研究会の検討を踏まえて、書き下し案を提示する。

- 【宛先】は文頭の「敕……」以下の人物や集団をとり、宛先が複数の場合は併記した。

- 【起草時期】は該当勅書の推定起草時期である。起草時期の詳細が不明なものについては「張九齡の勅書起草可能時期」とした。詳細は「唐 張九齡『曲江集』勅書内容総覧——卷八——」（『史学研究集録』第四〇号）の「解説」を参照されたい。

- 【内容】は各詔勅の概要を現代語で説明した。起草年代に関する簡単な考察を行っていることもある。

- 【内容】部分で挙げた参考文献ならびに参考史料は、後掲「主要参考文献」・「参考史料」と対応する。

- 引用史料は旧字体を用い、その他は新字体を用いる。また、現代中国漢字は新字体に改めた。

- 『曲江集』内の勅書の引用は、通号によって明示した。

- 「表」部分の各事項は「本文」部分と対応する。

た。

- 「主要参考文献」の記載順は著者名の五〇音順とし、中国語文献は著者名のピンイン順とした。また、同一著者の文

献は刊行年月日順に並べた。

- 「参考史料」で用いた史料は以下の諸本による。『旧唐書』（中華書局、一九七五年）、『新唐書』（中華書局、一九七五年）、『冊府元龜』（中華書局、一九六〇年）、『資治通鑑』（中華書局、一九五六年）、『三國史記』（学習院東洋文化研究所、一九六四年）、『続日本紀』（新訂増補国史大系、吉川弘文館、一九六六年）。

※本稿執筆時の会の主な参加者は以下の通りである。岡崎裕子・菊地大・小林順至・中谷景介・沼澤由貴・張雯雯・速水大である。本文の内容の検討と執筆については、菊地・速水・小林・岡崎の四人が担当した。

（文責 速水）

本文

〇十一— (通号四十)

【題】

敕常州別駕董懲運書

【本文】

敕常州別駕董懲運。省所奏王昱及嚴正誨表、具知所緣。卿父往在常州、連年縱酒、既加風疹、行事乖疎。董念封經使具論、王昱始奏停廢、皆憑實狀、不是冤誣。後自病亡、豈可怨訴、所言不直、欲信無憑。卿久襲冠帶、復拘法式、寧不知此、猶且有詞。至於卿身、合承刺史、比來未受、亦則有由。聞卿少年、未閑撫字。舉州之衆、交藉綏懷、若蕃部不安、豈虛此位。卿若能自勵、從此改修、父亡子及、終不失舊。卿表云、部落據險、幾許無知、亦慮惡人、因此扇誘。幸無他故、勿取破亡。今故令内使往、問部落及百姓等、此事虛實、還日具名狀聞。比極暄。卿及部落百姓竝平安好。遺書指不多及。

【校勘】

(1) 「常」——「全唐」一「當」

常州は江南道に属し、當州は劍南道北部にあり吐蕃との国境にあたる。また、當州周辺の諸州首領に宛てた勅書である「勅當息羌首領書」(通号四十一)に董懲の名が見える。これは、本勅書中の董懲運のことであると考えられる。このことから常州は當州の誤りであるとみて、

「常」を「當」と改める。

(2) 「常」——「全唐」一「當」

(3) 「受」——「全唐」一「授」

(4) 「交」——「全唐」一「又」

(5) 「日」——「全唐」一「自」

【書き下し】

當州別駕董懲運に敕す。奏する所の王昱及び嚴正誨の表を省るに、具さに緣る所を知る。卿の父往に當州に在りて、連年酒を縦にし、既に風疹を加え、事を行なうに乖疎なり。董念封は使を経て具に論じ、王昱始めて停廢を奏し、皆實狀に憑る、是れ冤誣ならず。後に自ら病みて亡ぬ、豈に怨訴すべけんや、言う所直らず、信ぜんと欲すれど憑る無し。卿久しく冠帶を襲い、復た法式に拘わる、寧んぞ此を知らずして、猶お且つ詞有らんや。卿の身に至りては、合に刺史を承くるべくも、比來未だ受けざるは、亦た則ち由有り。聞くならく、卿は少年にして、未だ撫字を閑ず、州の衆を擧りて交藉りて綏懷す、若し蕃部安からざれば、豈に此の位を虚しうせんや。卿若し能く自ら勵み、此に従りて改修せば、父亡りて子が及び、終に舊を失わず。卿の表に云う、部落險しきに據り、幾許かを知る無し、亦た惡人此に因りて扇誘するを慮ると、幸いに他の故無ければ、破れ亡びるを取ること勿れ。今故に、内使をして往きて部落及び百姓等に、此の事の虚實を問ひ、還るの日名狀を具さして聞せしむ。比ごろ極めて暄し。卿及び部落の百姓竝

びに平安にして好しかれ。書を遣して指すも多くは及ばず。

【宛先】

當州別駕董懲運

【起草時期】

開元二十二年・二十三年・二十四年いずれかの三月

【内容】

當州は「歷代生羌之地」とされる。唐朝は貞觀二十一年（六四七）に松州から分置し、当地の董氏を刺史とした「史料一」。本勅書では、父の死後、おそらく刺史の職を受継ぐことを唐朝に承認されなかった董懲運に対し、その理由と、刺史就任には「蕃部」の安定が必要であることを伝えている。通号四十一は茂州西北の要衝「安戎城」と吐蕃兵の動静に触れ、同時期の起草と思われる通号九十では「當州百姓有相扇動」とある「史料二」。この時の宣使「内給事王承訓」は、秋ごろ舊州にも使いし、通号九十一では「國家與之（吐蕃）通和、未常有惡」との言もあるが、「吐蕃於蠻、擬行報復」「擬侵蠻落、兼擬取鹽井」との玄宗の言葉もあり、成都・昆明方面の緊迫した状況がうかがえる「史料三」。開元二十三年夏起草と推定される通号七十一で、吐蕃は前年七月に舊州將兵が抄掠したと言つてよこしたが、唐は筋違いである旨を伝えている「史料四」。以上から、開元二十二年夏〜秋頃、成都・昆明国境付近で吐蕃との間に問題を抱えていたことがわかる。本勅書は、當州で何らかの動きがあり、董懲運に注意を与えたものである。唐王朝

が吐蕃の動きに神経をとがらせていたことを示している。

○十一二（通号四十一）

【題】

敕當息羌首領書

【本文】

敕當息<sup>①</sup>柘靜維翼等諸州首領百姓等。前者令王承訓往宣問、事止當州、比其却來云、諸州亦有所望。州縣一也、恩豈不均。卿等祖父已來、爲國守境、皆盡忠赤、防捍外蕃。朝廷嘉之、官賞相繼。近者處置未當、又得卿表所論、朕皆依行、想皆遂願。今聞、吐蕃屯結、近在安戎。比來通和、未有深隙、計其不合爲寇、未知何故起兵。卿彼<sup>②</sup>臨邊、各須伺候、慮有侵軼、損我居人。若預圖之、保無憂也。其董懲<sup>③</sup>・董嘉宗、已有處分訖、其董念雙・羌羗嘉弄等、亦即續有處分。必須嚴勒蕃部、豫備惡人、寇讐縱來、計無所得。我之深策、豈不在茲、卿等榮<sup>④</sup>賞、勿憂不遂。今故令王承訓、重宣往意。比已熟。首領百姓等、竝平安好。遺書指不多及。

【校勘】

(1) 「息」——「全唐」「悉」

息州は河南道に属し、悉州は劍南道に属する。よつて悉に改める。

(2) 「彼」——「全唐」「比」

(3) 「董懲」——「全唐」「董懲運」

(4) 「賞」——『全唐』「貴」

【書き下し】

當・悉・柘・靜・維・翼等諸州の首領百姓等に敕す。前に王承訓をして往きて宣問せしむるに、事は當州に止むるも、比其の却り來りて云う、諸州亦た所望有りと。州縣一なり、恩は豈に均しからざらんや。卿等祖父已來、國の爲に境を守り、皆な忠赤を盡くし、外蕃を防禦す。朝廷之を嘉し、官賞相繼ぐ。近處置未だ當たらざるも、又卿の表して論ずる所を得て、朕皆依りて行なう、想うに皆な願いを遂げん。今聞くならく、吐蕃屯結し、近く安戎に在ると。比來和を通じ、未だ深隙有らざれば、其れを計るに寇を爲すべからざりて、未だ何ぞ故に兵を起すかを知らず。卿彼の邊に臨みて、各おの須らく伺候し、侵軼ありて、我が居人を損なうを慮るべし。若し預かじめ之を圖らば、保ちて憂い無きなり。其の董懲・董嘉宗は已に處分有りて訖んぬ、其の董念雙・羌嘉弄等は、亦た即ち續いて處分有り。必ず須らく嚴しく蕃部を勅し、豫め惡人に備うべし。寇讐続い來るとも、計るに得る所無からん。我の深策、豈に茲に在らざらんや、卿等の榮賞、遂げざるを憂う勿れ。今故に王承訓をして重ねて往意を宣べしむ。比已に熱し。首領百姓等、竝びに平安に好しかれ。書を遣して指するも多く及ばず。

【宛先】

當息(悉) 柘靜維翼等諸州首領百姓等

【起草時期】

開元二十二年・二十三年・二十四年いずれかの夏

【内容】

王承訓が當州別駕董懲運に通号四十を伝えた際に、當・悉・柘・靜・維・翼等諸州の首領が表を提出したこと、朝廷がその願いをすみやかに聞き入れ、懐柔し、吐蕃の動きに対抗せようとしている様子がみえる。當州以下の諸州は吐蕃の南下ルート<sup>1</sup>の国境地帯にある。董氏はその刺史として名が散見する「史料一」。本勅書では董嘉宗・董念雙・羌嘉弄らの名が挙げられている。董懲運は、劍南節度副大使・劍南道採訪使王昱の報告がきっかけで、董氏の失政への不満や吐蕃との内応などをうたがわれた。統治の緩みを知った唐朝が吐蕃の動きに対抗するため本勅書を下したものと思われる。王承訓の名が見える四通の勅書のうち、通号九十は「當州百姓有相扇動」と不穏な動きを伝え、「卿等祖父忠赤、輸誠國家」と、本勅書と同様に忠誠を求めている「史料二」。唐は安戎城・嶺州塩井城をめぐり、東進する吐蕃と緊張状態にあったことがうかがえる。安戎城は儀鳳年間に吐蕃の南下ルート<sup>2</sup>の要衝に築かれた。羌族が吐蕃を引き入れて落城させた経緯があり、結局開元二十六年に吐蕃に落ちた「史料五・六」。

〇十一三 (通号四十二)

【題】

勅嵩州都督許齊物書

【本文】

敕許齊物。近者投降吐蕃云、蕃兵已向、南出鹽井。比已敕達奚守珪・蒙歸義訖。卿可嚴備、勿失事宜、應須防守、竝委量事處分。仍遠著斥候、知其有無、有則從權、無則仍舊、慎勿生事、騷擾邊人。秋中漸涼。及吏人已下竝平安好。遣書指不多及。

【校勘】

(1) 「出」——「四庫」『全唐』「敢」

(2) 「斥候」——「全唐」『斥候』

(3) 「及吏人」——「全唐」『卿及吏人』

【書き下し】

許齊物に敕す。近者投降せる吐蕃云う、蕃兵已に向い、南して鹽井に出ずると。比已に達奚守珪・蒙歸義に敕して訖んぬ。卿厳しく備え、事宜を失うこと勿るべし、應に須らく防ぎ守るべし、竝びに事を量りて處分するを委ぬ。仍に遠く斥候に著け、其の有無を知り、有らば則ち權に従い、無からば則ち舊に仍り、慎しみて事を生じて、邊人を騷擾すること勿れ。秋中漸く涼し。(卿)及び吏人已下竝びに平安にして好しかれ。書を遣わして指するも多くは及ばず。

【宛先】

許齊物

【起草時期】

開元二十二年または開元二十三年の八月

【内容】

嵩州都督許齊物「史料七」に対して出された勅書。内容は通号四十三を参照のこと。

〇十一四 (通号四十三)

【題】

敕隴右節度陰承本書

【本文】

敕隴右節度使陰承本。使人范正顔至、省表具之。朕於吐蕃、恩信不失、彼心有異、操持兩端。陰結突騎施、密相來往、事既醜露、却以怨尤。乃去姚宥用兵、取其城堡。略觀此意、必欲爲惡。必不得先舉、但須嚴備。遠加斥候、察其動靜。若形兆已見、馳狀以聞。諸處軍城、數加戒勒、若不稱職、速須改換。今年交兵、新到隴右、未經戎事、大須訓習。在彼處置、委卿裁之、雖有邊虞、固無憂也。秋初尚熱、卿及將士竝平安好。遣書指不多及。

【校勘】

(1) 「具之」——「全唐」『四庫』「具知」、『曲江集』勅書に「具知」の用例も散見するが、原本に従う。

(2) 「於」——「四庫」『于』

(3) 「去」——「全唐」『云』。文脈から「云」を採る。

(4) 「候」——『全唐』「俟」

(5) 「勒」——『全唐』「敕」

【書き下し】

隴右節度使陰承本に敕す。使人范正顔至り、表を省て之を具にす。朕は吐蕃において恩信失わざるも、彼の心は異有りて、兩端を操持す。陰に突騎施と結び、密に相い來往するも、事既に醜露し、却りて怨尤を以てす。乃ち云う姚・嵩兵を用いて其の城堡を取ると。略この意を觀るに、必ずや惡を爲さんと欲せん。必ず先に擧するを得ざれ、但し須らく嚴備し、遠く斥候を加え、其の動靜を察すべし。若し形兆已に見われれば、狀を馳せて以て聞せよ。諸處の軍城は數戒勅を加え、若し職に稱わざれば、速かに改換すべし。今年兵を交え、新たに隴右に到り、未だ戎事を経ざれば、大いに訓習すべし。彼に在りての處置は卿の之を裁くに委ぬ、邊の虞有るといえども、固より憂い無きなり。秋の初め尚お熱し、卿及び將士並びに平安にして好しかれ。書を遣して指すも多く及ばず。

【宛先】

隴右節度使陰承本

【起草時期】

開元二十二年または二十三年の八月

【内容】

通号四十二には「近者投降吐蕃云、蕃兵已向、南出鹽井。比已敕達奚守珪・蒙歸義訖」、通号九十一では「吐蕃於蠻、擬行

報復、又駕州鹽井、本屬國家、中間被其內侵、近日始復取得。卿彼蕃落、亦應具知。吐蕃惟利是貪、數論鹽井、比有信使、頗以爲詞。今知其將兵、擬侵蠻落、兼擬取鹽井」と記されており「史料二」、吐蕃が駕州の塩井「史料八」を狙つて唐との間で頻繁に小競り合いが起つていたことがうかがえる。通号九十一では、蒙歸義に対し姚州都督達奚守珪「史料九」と計会して吐蕃にあたるように命じており、通号四十二はその件を駕州都督の許齊物に伝えたものである。また、「陰結突騎施、密相來往」の部分は、通号七十六にみえる「史料十」吐蕃と突騎施・突厥の婚姻を介した同盟のことであり「史料十一」、佐藤長・森安孝夫両氏によると、『年代記』の犬の年（開元二十二年、七三四）に吐蕃の王女が突騎施の可汗のもとに嫁いでいる。よつて「與其婚姻」は開元二十二年のことであり、吐蕃の塩井への侵入も開元二十二年以降に起つた出来事と考えられる。また、本勅書の「乃去姚嵩用兵、取其城堡」の部分は通号七十一の「所云去年七月雋州將兵抄掠、兼有諂誘」に対応している「史料四」。以上から、本勅書は、国境付近の城で吐蕃と姚州・嵩州の兵が衝突した際に、隴右節度使陰承本からの報告を受け、吐蕃に動きがあれば至急報告せよと指示を出したものである。陰承本は正史には名が見えないが、金石文に記録がある「史料十二」。

## ○十一—五(通号四十四)

## 【題】

敕安西節度王斛斯書

## 【本文】

敕四鎮節度副大使・安西副大都督護王斛斯及將士等。突騎施輒凶暴、侵我西陲、卿等懸軍、遇此狂賊。爰自去夏、以迄于今、攻戰相仍、念甚勤苦。近者聞在撥換、兵少賊多。朕每憂之、慮遭吞噬。又聞兵勢漸合、將士同心。父子之軍、亦不在衆、犬羊之類、復何能爲、屢有殺獲、固其宜也。卿等各負忠勇、爲國亡身、鋒鏑之間、瘡痍未免、或致物故、深用哀傷。朱仁惠竟致淪亡、良可悼惜、具有褒贈、以慰營魂、福流子孫、良亦在此。其有頗當矢石、每戰有功、義可成名、勇能抗敵、或能出奇、以挫凶威、竝具狀以聞、卽有優拔。自餘戰士、盡力邊荒、計其積勞、又在絕遠、至於行賞、豐比尋常、勉樹功名、卽有官爵。且北山雲間、虜衆又疲、歸途既難、必有携貳、張義之將兵若至、河西・北庭兵又大集、滅胡之舉、亦在今時、可臨事圖之、無失便也、一勞永逸、豈不在茲。所奏縱實軌・魏蹇等官、及前年第一立功入官、竝依所請訖、告身卽差使頒送。初春尚寒、卿及將士已下、竝平安好、遣書指不多及。

## 【校勘】

(1) 「大都督護」―諸本とも、「大都督護」とする。通号四十六での表記は「大都督」である。意を以て「大都護」と改める。

(2) 「突騎施輒」―「永衆」「突騎施輒」

(3) 「犬羊之類」―「文苑」「烏合之類」

(4) 「豐比尋常」―「文苑」「豈比尋常」、文意から判断して「豈比尋常」を採る。

(5) 「滅胡之舉」―「文苑」「滅寇之舉」

(6) 「第一立功入官」―「文苑」「第一立功入官」

## 【書き下し】

四鎮節度副大使・安西副大都督護王斛斯及び將士等に敕す。突騎施輒ち凶暴にして、我が西陲を侵し、卿等懸軍して、此の狂賊に遇う。爰に去夏自り、以て今に迄び、攻戰相仍ね、甚勤苦なるを念う。近者聞く撥換に在りては、兵少く賊多しと。朕毎に之を憂い、吞噬に遭うを慮る。又た聞く兵勢は漸く合い、將士は心を同じくすると。父子の軍、亦た衆きに在らざるも、犬羊の類、復た何ぞ能く爲さん、屢しは殺獲有るは、固より其れ宜なり。卿等各々忠勇を負い、國の爲に身を亡ぼし、鋒鏑の間、瘡痍未だ免ず、或いは物故に致るに、深く用て哀傷す。朱仁惠の竟に淪亡を致すは、良に悼惜すべく、具さに褒贈有りて、以て營魂を慰め、福の子孫に流るるは、良に亦た此に在り。其の類りに矢石に當たり、戦うごとに功有るもの、義にして名を成すべきもの、勇にして能く敵を抗ぐもの、或いは能く奇を出だして、以て凶威を挫くもの有れば、竝びに具に狀し以て聞すれば、卽ち優拔有り。自餘の戰士、力を邊荒に盡くすに、其の積勞を計ること、又た絶遠に在り、行賞に至りては、豈に尋

常に比せんや、勉めて功名を樹つれば、即ち官爵を有つ。且く北山の雲間、虜衆又た疲れ、歸途既に難し、必ず携貳有り。張義之兵を將いて若し至らば、河西・北庭の兵又大いに集う、滅胡の擧は、亦た今時に在り、事に臨みて之を圖り、便を失うこと無かるべきなり。一たび勞して永く逸すんずるは、豈に茲に在らざらんや。奏する所の縦賓軌・魏蹇等の官、及び前年第一立功のものの官に入るは、竝びに請う所に依りて訖わんぬ、告身は即ち使を差して領送せしむ。初春尚お寒し、卿及び將士已下、竝びに平安にして好しかれ、書を遣わして指すも多くは及ばず。

## 【宛先】

四鎮節度副大使・安西副大都護王斛斯及將士等

## 【起草時期】

開元二十四年正月

## 【内容】

開元二十三年夏以来の突騎施の侵入〔通号五十三、史料十三〕について、敵が多く撥換城の守備兵が少ないことは心配だが、唐軍の体勢が最近徐々に整つてきており、軍勢は少なくとも戦果を挙げているとの認識を示す。そして、安西都護府の軍隊の勇敢な戦いを称え、死傷者に対して哀悼の意を述べている。戦死者の功績はその子孫に報いること、この度の辺境防備での功労は通常の勤務評定よりも高く評価すること、を伝える。さらに、張義之が合流すれば、安西・北庭・河西の軍隊が集合

することになり、この機会をとらえて突騎施を滅ぼすよう命じている。最後に、従来の報告にあつた功績に対して、官職授与の処理が終了し告身(任命辞令書)を送付したことを伝達する。本勅書には、適正な論功行賞が行われていると伝えることで諸軍に奮起を促す意図があつたと考えられよう。

本勅書で死亡が記される朱恵仁は、通号五十三(開元二十三年十月)に「朱恵」として見え、そこには矢に当り負傷して治療中とある。このことから、本勅書は通号五十三の後の起草となる。また、張義(義)之は、開元二十三年十月起草の通号十二、同年十一月起草の通号五十二にも見える。通号五十二は「遍城」で突騎施相手に籠城していたことを伝える。本勅書は張義之合流の可能性に言及しているので、本勅書起草時に「遍城」の包圍が解けたとの情報が入っていた可能性がある。それに対し、「在撥換、兵少賊多」とあることから、撥換城の包圍はなお続いていたようである。

## ○十一六(通号四十五)

## 【題】

敕北庭經略使蓋嘉運書

## 【本文】

敕蓋嘉運等。安西去年、屢有攻戰、醜虜肆惡、懸軍可憂。卿深識事宜、以時救援、先聲既振、後殿載揚。凶黨聞之、卷甲而遁、使我邊鎮、且得休息。然此賊爲患、勢未必已、可數與王斛

斯計會、每事先防。彼將自勞、衆則離貳、我因其隙、從此可圖、善熟籌之、勿失便也。春晚、卿及將士已下竝平安好。遺書指不多及。

【校勘】

- (1) 「惡」——「四庫」「虐」  
 (2) 「聞之」——「文苑」「之間」

- (3) 「離」——「四庫」「攜」

- (4) 「因」——「四庫」「乘」

【書き下し】

蓋嘉運等に敕す。安西去年、屢しば攻戰あり、醜虜惡を肆にし、懸軍憂うべし。卿深く事宜を識り、時を以て救援す、先聲既に振い、後殿載ち揚ぐ。凶黨之を聞きて卷甲して遁がれ、我が邊鎮をして且は休息を得さしむ。然して此の賊の患を爲し、勢未だ必ずしも已まず、數は王斛斯と計會し、事ごとに先に防ぐべし。彼れ將に自ら勞せば、衆則ち離貳し、我其の隙に因りて、此従り圖るべし、善く熟籌りて、便を失する勿れ。春晚、卿及び將士已下竝びに平安にして好しかれ。書を遣わして指すも多く及ばず。

【宛先】

蓋嘉運等

【起草時期】

開元二十四年三月の可能性が高い。二十三年三月の可能性もある。

【内容】

蓋嘉運に対し、去年の「醜虜」（突騎施）の安西への侵攻の際に、北庭より救援に駆けつけて安西を救ったことを褒める。ただし、突騎施の動きが続いていることから、王斛斯と常に情報を共有することで侵攻を予防し、隙に乗じて攻めるように指示している。「安西去年、屢有攻戰」は開元二十三年夏以降の突騎施の侵攻の可能性が高く、開元二十四年の起草と考えられる。ただし、当時、突騎施は連年安西都護府管内に侵入しているようである（通号五十）。そのため、開元二十三年發布の可能性も捨てきれない。「春晚」を「晩春」ととらえれば、三月のこととなる。

○十一七（通号四十六）

【題】

敕安西節度王斛斯書

【本文】

敕四鎮節度副大使安西副大都護王斛斯等。往賊經冬、犯邊爲梗、將士守備、不釋<sup>②</sup>戈甲、言念勤苦、良深嗟嘆。既負忠義、爲國盡誠、懦夫所難、志士所重、感激增氣、視死如歸、古人之言、今知之矣。又聞此賊尋亦退散、攻圍既解、且得休息。朕雖在九重、心懸萬里、念慮之至、想所知之。近既加兵、惟憂糧貯<sup>③</sup>、諸處屯種、今復何如。逆賊有謀、還慮殘暴、必須善守、無令損失。若諸城有糧、復兵足用、忿戾之虜、行應再來、勞衆離心、豈能

無隙、乘此一舉、蕩滅有期、宜善撫我人、以待其弊。小捷小獲、何用此爲。春晚極暄、卿及將士已下、竝平安好。今賜卿衣一副、至宜領取、遺書指不多及。

## 【校勘】

(1) 「往賊」——「四庫」「文苑」「永樂」「狂賊」。ここでは、

通号四十四の表現をもとに「狂賊」をとる。

(2) 「不釋」——「四庫」「不失」

(3) 「糧貯」——「四庫」「糧儲」

## 【書き下し】

四鎮節度副大使・安西副大都護王斛斯等に敕す。狂賊冬を経て、邊を犯し梗と爲る、將士守備し、戈甲を釋かず、言に勤苦を念い、良に深く嗟嘆す。既に忠義を負い、國の爲に誠を盡くす、懦夫の難くする所、志士の重んずる所にして、感激し氣を増し、死を視ること歸するが如し、古人の言、今之を知る。又た聞く此の賊尋いで亦た退散し、攻圍既に解け、且く休息するを得と。朕九重に在ると雖も、心は萬里に懸け、念慮の至り、想うに之を知る所なり。近く既に兵を加え、惟だ糧貯を憂うのみ、諸所の屯種、今復た何如。逆賊謀有り、還た殘暴を慮る、必ず須らく善く守り、損失せしむること無かるべし。若し諸城糧有らば、復た兵用うるに足る、忿戾の虜、行再來に應り、衆を勞して心を離す、豈に能く隙無くさんや、此の一舉に乗ずるも、蕩滅するに期有り、宜しく善く我が人を撫んし、以て其の弊を待つべし。小捷小獲、何ぞ用て此に爲さん。春晚

極めて暗かし、卿及び將士已下、竝びに平安にして好しかれ。今卿に衣一副を賜う、至りて宜しく領取すべし、書を遣わして指すも多くは及ばず。

## 【宛先】

四鎮節度副大使安西副大都護王斛斯等

## 【起草時期】

開元二十四年三月

## 【内容】

王斛斯らに対して、昨年冬からの「狂賊」の侵入に対しよく守ったことを慰勞する。通号四十四の記述から、この「狂賊」が突騎施であることがわかる。そして突騎施の包圍が解け、安西諸軍が休息をとれる状況になったとあるので、通号四十四起草時には未解決であった「撥換城」包圍が、本勅書起草にいたるまでに解消されたことを意味しよう。すでに増兵を行つたため、食料の備蓄のみが懸念事項となっており、現状を知らせるよう命じ、また、再度の入寇に備えるよう指示している。開元二十三年冬から二十四年正月にかけての突騎施の侵攻を退けた後の起草と考えられるため、開元二十四年三月と考えるのが妥当であろう。

## ○十一八 (通号四十七)

## 【題】

敕安西節度王斛斯書

## 【本文】

敕王斛斯。得卿表并大食東面將軍呼邏散訶密表、具知卿使張舒耀計會兵馬廻。此雖遠蕃、亦是強國、觀其意理、似存信義。若四月出兵是實、卿彼已合知之、還須量宜、與其相應、使知此者、計會不是空言。且突騎施負恩、爲天所棄。訶密若能助國、彼此寇讐、錄其遠勞、即合優賞。但未知事實、不可虛行。卿可觀察蕃情、頗有定否、即須隨事慰接、令彼知之。若舒耀等虛有報章、未得要領、豈徒不實、當有所懲。絕域行人、不容易也。今秋此賊、形候如何。善須防之、勿使侵軼。時暑、卿及將士已下竝平安好、遺書指不多及。

## 【校勘】

- (1) 「并」——「全唐」「竝」  
 (2) 「宜」——「全唐」「意」  
 (3) 「如何」——「全唐」「何如」  
 (4) 「善須」——「四庫」「須善」  
 【書き下し】

王斛斯に敕す。卿の表、並びに大食東面將軍呼邏散訶密の表を得、卿、張舒耀をして計會して兵馬の廻らしむるを具に知る。此れ遠蕃と雖も、亦た是れ強國にして、其の意と理とを觀るに、信義を存するに似たり。若し四月の出兵は是れ實ならば、卿と彼と已に合に之を知り、還た須らく宜しきを量り、其と相い應じ、この者に、計會は是れ空言ならざるを知らしめよ。且つ突騎施は恩に負き、天の棄つる所と爲る。訶密若し能く國を助け、此

の寇讐を破れば、其の遠勞を録し、即ちに合に優賞すべし。但だ未だ事實を知らざれば、虚しく行ふべからず。卿蕃情を觀察すべし。頗る定否有らば、即ち須く事に隨いて慰接し、彼をして之を知らしむべし。若し舒耀等虚りて報章有りて、未だ要領を得ざれば、豈に徒だ不實なるのみならんや、當に懲する所有るべし。絶域の行人、容易ならざるなり。今秋此の賊の形候は如何。善く須らく之を防ぎ、侵軼せしむること勿かるべし。時暑し、卿及び將士已下竝びに平安にして好しかれ、書を遣して指すも多くは及ばず。

## 【宛先】

王斛斯

## 【起草時期】

開元二十四年五月頃

## 【内容】

大食の呼邏散訶密の上表により、王斛斯が張舒耀を派遣して大食と合流（計會）した後、撤兵したことが報告された。「四月出兵」とは、共通の敵とみられる突騎施への出兵のことだったかもしれない。大食との「計會」は開元二十三年十月起草の牛仙客に宛てた通号十一に「仍使人星夜倍道、與大食計會、取葉護・柘達等路入碎葉。」と見える。実際に呼邏散訶密の協力があれば、訶密に報酬を与える根拠とするとして、報告を命じ、もし報告が虚偽であった場合には張舒耀を罰することを伝え、最後に今秋の突騎施の情勢を尋ねている。開元二十三年十月に

計会の記述があり、「突騎施負恩爲天所棄」という文言が開元二十四年の蓋嘉運の対突騎施戰勝利のこと「史料十四」だと見られる。また、四月の出兵が過去の計画であること、さらに、「時暑」の時候の語から、開元二十四年五月ごろの起草と考えられる。

○十一九（通号四十八）

【題】

敕安西節度王斛斯書

【本文】

敕四鎮節度副大使安西副大都護王斛斯及將士已下。朕雖居九重、不忘征戍、況強寇壓境、侵軼是虞、言念勤勞、良所嘆適。卿等各懷忠義、不憚荒遐、以此彌年、足見誠節。去歲因有狂賊、在彼屢有戰亡、<sup>(2)</sup>昨得表言、對之愴惻。然卿狀但言都數、其中不列姓名、已令勘責、可速以實報。朕當錄其死義、贈以官榮、使異域之功、存亡受賞。近日狂虜形候如何、屯取是時、<sup>(3)</sup>尤須備預、更資一熟、亦復何憂。兼聞吐蕃與此賊計會、應是要路、斥候須明、事必預知動、即無患耳。夏晚毒熱、卿及將士已下、竝平安好、書指不多及。

【校勘】

- (1) 「此」——「永樂」——「比」  
 (2) 「昨」——「永樂」——「非」  
 (3) 「尤」——「永樂」——「先」

- (4) 「計會」——「四庫」——「會計」  
 (5) 「應」——「永樂」なし  
 (6) 「候」——「全唐」——「候」  
 (7) 「書」——「全唐」——「四庫」——「永樂」——「遣書」  
 【書き下し】

四鎮節度副大使・安西副大都護王斛斯及び將士已下に敕す。朕九重に居すと雖も征戍を忘れず、況んや強寇境を壓し、侵軼是れ虞るにおいてをや、言に勤勞を念ひ、良に嘆き適う所なり。卿等は各々の忠義を懷き、荒遐を憚らず、此を以て年を彌たり、誠節を見ず<sup>あらわ</sup>に足る。去歲狂賊有るに因りて、彼に在りては屢しば戦亡有り、昨に表の言を得、之に對いて愴惻たり。然して卿の狀但だ<sup>おむね</sup>都の數を言いて、其の中に姓名を列べず、已に勘責せしむ、速やかに實を以て報すべし。朕當に其の死義を録して、贈るに官榮を以てすべし、異域の功をして、存亡に賞を受けしめん。近日狂虜の形候は如何。屯取の是の時、尤も須く備預し、更に一熟を資<sup>たす</sup>くれば、亦た復び何ぞ憂えんや。兼ねて吐蕃と此賊と計會すと聞く、應に是れ要路なり、斥候は須らく明らか<sup>うれい</sup>にすべし、事は必し預め動を知らば即ち患無し。夏晚く毒熱たり、卿及び將士已下、竝びに平安にして好しかれ、書し指すも多くは及ばず。

【宛先】

四鎮節度副大使安西副大都護王斛斯及將士已下

## 【起草時期】

開元二十四年六月

## 【内容】

四鎮節度副大使安西副大都護の王斛斯とその配下に対して、前年の突騎施蘇祿の侵攻〔史料十三・十四〕に対する働きを慰勞し、その功績を具体的に報告するように命じている。また、玄宗は西域の情勢について尋ね、特に突騎施と吐蕃との協力関係には警戒し、動きがあれば対処するように指示している。

## ○十一十（通号四十九）

## 【題】

敕安西節度王斛斯書

## 【本文】

敕王斛斯。吐蕃與我盟約、敵血未乾、已生異心、遠結凶黨、而甘言緩我、欲待合謀、連衡若成、西鎮何有。卿能先覺、有以待之、觀變而行、適是軍法。且屯苗既能踐暴<sup>1</sup>、軍人亦被拘囚、如李混之所言、不反何謂。然則此蕃姦計、頗亦陰深、外示存約、內實伺便、事儻不濟、即云無負。卿還須知其變詐、隨事交當、使其退不得以此爲詞、進不得成其凶計、如此設拒、乃爲上策。若事已侵軼、兵見交鋒、即當率勵驍雄、盡敵乃已。秋冷、卿及將士已下、竝平安好。遣書指不多及。

## 【校勘】

〔1〕「且屯苗既能踐暴」——『文苑』「且屯苗既受踐暴」

## 【書き下し】

王斛斯に敕す。吐蕃我と盟約し、血を敵りて未だ乾かざるに、已に異心を生じ、遠く凶黨と結び、而して甘言して我を緩ませ、謀を合わするを待たんと欲す、連衡若し成らば、西鎮何ぞ有らんや。卿能く先に覺え、有ちて以て之を待ち、變を觀て而して行うは、適に是れ軍法たり。且つ屯苗既に踐暴に能び、軍人亦た拘囚を被ること、李混の所言の如く、反かずとは何の謂や。然らば則ち此の蕃の姦計、頗る亦た陰深なれば、外には約を存するを示し、内には便を伺うを實とす、事儻し濟さざれば、即ち負くこと無しと云う。卿還た須らく其の變詐を知り、事に隨いて交々當たり、其の退きて此を以て詞を爲すを得ざらしめ、進みて其の凶計を成すを得ざらしむべし、此くの如く拒を設くるは、乃ち上策と爲す。若し事已に侵軼し、兵見に交鋒せば、即ち當に驍雄を率勵し、敵を盡くして乃ち已むべし。秋冷たし、卿及び將士已下、竝びに平ら安らかにして好しかれ。書を遣すも指多く及ばず。

## 【宛先】

王斛斯

## 【起草時期】

開元二十四年秋

## 【内容】

王斛斯に対し、吐蕃を警戒し動きを封じるよう指示する。すでに本勅書の到達より前に戦鬪が始まっている場合には、吐蕃

を殲滅するよう激励している。本勅書の「吐蕃與我盟約、敵血未乾」とは、開元二十一年の赤嶺での盟約と立碑と考えられる。「史料十五・十六」。そして、「且屯苗既能踐暴」は、「敕吐蕃贊普書」（通号七十八）の「今得安西表來、莽布支率衆已到、今見侵軼軍鎮、并踐暴屯苗、先知彼有異謀、猶未自將至此者。」との文言に符合する。「遠結凶黨」の凶党が突騎施だとすると、開元二十二年に吐蕃突騎施間での通婚がおこなわれ、それを唐が察知していたこと（通号四十三内容参照）を反映した記述と云える。

○十一十一（通号五十）

【題】

敕安西節度王斛斯書

【本文】

敕王斛斯。卿在西鎮、軍務煩勞、皆能用心、處置不失。頃與突騎施攻戰、歷涉三年、降虜生俘<sup>①</sup>、所獲過當。懸軍能爾、朕甚嘉之、行官已有賞勞、在卿固合優獎。今受卿重職、兼彼領護、且復褒進、終爲後圖。吐蕃此來、意不徒爾、所有計校<sup>④</sup>、前已畧言、先覺預防、無能爲也。萬里之外三軍之宜、一以委卿、勿失權斷。秋後漸冷、卿及將士已下竝平安好、遣書指不多及。

【校勘】

- (1) 「降虜生俘」——「永樂」「計降虜生口」  
 (2) 「之」——「四庫」「馬」

(3) 「受」——「全唐」「四庫」「授」

(4) 「校」——「全唐」「較」

(5) 「三軍」——「永樂」「千軍」

【書き下し】

王斛斯に敕す。卿西鎮に在りて、軍務煩勞なるも、皆能く心を用い、處置失わず。頃突騎施と攻戦し、歴涉すること三年、降虜の生俘、獲える所過當なり。懸軍なるも能く爾り、朕甚だ之を嘉し、行官已に勞を賞する有り、卿に在りては固より優獎すべし。今卿に重職を受け、彼の領護を兼ねしめ、且に褒進を復びし、終に後圖と爲さん。吐蕃此來たるは、意に徒爾ならず、計校有る所にして、前に已に畧言す、先に覺りて預防せば、能爲を無からしむなり。萬里の外、三軍の宜、一に以て卿に委ぬ、權斷を失う勿れ。秋後漸く冷し、卿及び將士已下竝びに平安にして好しかれ、書を遣して指すも多くは及ばず。

【宛先】

王斛斯

【起草時期】

開元二十四年の九月か

【内容】

王斛斯に突騎施との戦いにおける功績に報いることを伝え、吐蕃を警戒するよう指示している。「頃與突騎施攻戰、歷涉三年」の語は、開元二十一年に安西四鎮節度使に着任したという記事「史料十八」から考えると、開元二十四年が妥当である。本勅

書の吐蕃の「此來」は、安西に対するものであるとすれば、第四十九号で取り上げた「莽布支」の西出のことと考えられる。そして、本文中で吐蕃の情勢を探り、予防措置をとることを「前已畧言」したとするのは、通号四十八、四十九号のことである。このことから、開元二十四年の起草と見ることができ。なお、この時、王斛斯に与えられた官職は、「史料十九」の「太僕卿員外置同正員」であつた可能性がある。

〇十一十二(通号五十二)

【題】

敕北庭經略使蓋嘉運書

【本文】

敕蓋嘉運。卿久在邊鎮、庶事用心、又去年出兵、冒遠入賊。

諸下皆賞、卿豈無功、言念忠勤、不忘褒進。今授卿雄要、仍兼舊官、宜知朕心、當重寄也。突騎施雖請和好、其意不真、近敕彼軍、與天山計會。當審觀事勢、遠着候人、若有形勢、事變<sup>③</sup>先據、如無應會、不可虛勞、勢在臨時、固難遙斷。秋後漸冷、卿及將士已下竝平安好、遺書指不多及。

【校勘】

(1) 「請」——「四庫」「謂」

(2) 「着」——「全唐」「四庫」「著」

(3) 「變」——「四庫」「全唐」「資」

【書き下し】

蓋嘉運に敕す。卿久しく邊鎮に在りて、庶事心を用う、又去年出兵し、遠きを冒して賊に入る。諸下皆な賞す、卿豈に功無からんや、言に忠勤を念い、褒進を忘れず。今卿に雄要を授け、仍りて舊官を兼ね、宜しく朕が心を知りて、重寄に當るべきなり。突騎施は和好を請うと雖も其の意真ならず、近く彼の軍に敕す、天山と計會せよ。當に審かに事勢を觀、遠く候人を着くべし、若し形勢有らば、事變に先に據れ、如し應會無くば、虚しく勞するべからず、勢は時に臨むに在り、固より遙かより斷じ難し。秋後漸く冷たし、卿及び將士已下竝びに平安に好しかれ、書を遣すも指して多く及ばず。

【宛先】

蓋嘉運

【起草時期】

開元二十四年八、九月頃。

【内容】

蓋嘉運に対し、突騎施・蘇祿追撃の褒賞を与え、なお一層の防備を命じた勅書。五十号の文言「卿在西鎮、皆能用心」「今授卿重職兼彼領護」「秋後漸冷」と対をなすことから、同時発給と考えられる。

起草時期は、文中の「去年出兵冒遠入賊」が、開元二十三年嚴冬とされる通号五十三の「蓋嘉運北庭、近亦深入、頗有所獲」と符合し(後述)、開元二十三年十月から翌正月にかけての突

騎施侵入と撃退「史料十三・十四」を述べていることから、開元二十四年秋と考えられる。

「授卿雄要仍兼舊官」の詔は「授蓋嘉運金吾衛將軍制」（『文苑英華』）を指すと思われる「史料二十」、文中の「頃者狂寇作梗、銳師深入、用奇以往、決勝而歸」は本勅書の文言と符合する。

王斛斯の昇官（通号五十）と同時であろう。

唐朝は開元二十四年八月に突騎施の請和使を受け入れた「史料二十一」が、本勅勅では「突騎施雖請和好其意不真」として信用していない。突騎施は蘇祿の時強盛になり、碎葉（キルギス共和国トクマク）に居した。唐朝は蘇祿が吐蕃と連携することを脅威とし、警戒するようたびたび指示している（通号四十三内容参照）。なお、標題の蓋嘉運の肩書「北庭經略使」は、史料上確認できない。

○十一十三（通号五十二）

【題】

敕渤海使蓋嘉運書

【本文】

敕渤海使北庭都護蓋嘉運。突騎施凶逆、犯我邊陲、

自夏已來、圍逼疎勒、頻得王斛斯表、見屯遍城。張羲之等、入

據此城、屢與之鬪、將士效節、逆虜破傷、已不敢攻圍、而頓兵不去。但邊城糧少、或爲其所知、持久則難、不可不早爲計也。

卿可簡練驍武、揚聲大入、仍有所保據、以防不虞、用解邊城之

圍、以挫逆賊之勢。臨機適變、委卿裁之、仍與王斛斯審籌形勢、取萬全也。今故令內謁者監王尚客往、一一口具。冬中甚冷、卿及將士已下竝平安好、遺書指不多及。

【校勘】

(1) 「渤海」——「四庫」『全唐』「瀚海」

通号七・十二・五十七・「旧唐書」地理志により瀚海をとる。

(2) 「渤海」——「四庫」『全唐』「瀚海」

(3) 「已來」——「全唐」『以來」

(4) 「頻」——「全唐」『頃」

(5) 「遍城」——「全唐」『四庫』「邊城」

(6) 「邊城」——「全唐」『四庫』「邊城」

【書き下し】

瀚海軍使北庭都護蓋嘉運に敕す。突騎施は凶逆にして、我が邊陲を犯し、夏自り已來、圍みて疎勒に逼る、頻りに王斛斯の表を得るに、見屯遍城に屯すと。張羲之等、入りて此城に據り、屢しば之と鬪い、將士は效節し、逆虜は破傷す、已に敢えて攻圍せざれども、兵を頓めて去らず。但だ邊城の糧は少く、或いは其の知る所と爲れば、持久は則ち難し、早やかに計を爲さざるべからざるなり。卿は驍武を簡練し、聲を揚げて大いに入り、仍保據する所を有ち、以て不虞を防ぎ、用て邊城の圍を解き、以て逆賊の勢を挫くべし。機に臨みて變に適うは、卿に委ねて之を裁かしむ、仍て王斛斯と審らかに形勢を籌りて、萬全を取れ。今故に内謁者監王尚客をして往きて、一一口具せしむ。

冬中甚だ冷たし、卿及び將士已下竝びに平安に好しかれ、書を遣して指すも多く及ばず。

## 【宛先】

瀚海軍使北庭都護蓋嘉運

## 【起草時期】

開元二十三年十一月

## 【内容】

突騎施が遍城を包圍して疏勒（カシユガル）に逼つたため、蓋嘉運に急ぎ排除するよう命じ、勅使内謁者監王尚客を派遣した。

翌春初の通号五十七（後述）によると、王尚客を勅使として派遣したが蓋嘉運はすでに出兵していたとあるから、本詔勅は、年始を挟んで通号五十七に先行する。さらに王尚客は玄宗に蓋嘉運の活躍も上奏した〔史料二十二〕。よって、本詔勅を開元二十三年冬十一月頃起草と推定した。

突騎施の疏勒攻撃も、開元二十三年と考えられ〔齊藤一九九三〕、「邊城見侵」の語のある八十号〔史料二十三〕も同じ頃の起草と見られる。遍城の詳細は不明だが、『新唐書』地理志七安西都護府条に「遍城州」が見える〔史料二十四〕。張義之については、通号四十四【内容】参照。

本詔勅からは、王斛斯が頻繁に管内の状況を報告していること、玄宗が宦官を派して現地に直接命令を下し、辺境の動向を緊密に監督していたことが読み取れるであろう。

## 〇十一十四（通号五十三）

## 【題】

敕四鎮節度王斛斯書

## 【本文】

敕四鎮節度副大使安西副大都護王斛斯及將士已下。萬里懸軍、屬此狂寇、屢有攻戰、能挫凶威、遠聞義勇、孰不增氣。卿等激厲將士、爲國盡誠、決命寇讐、成名當代、奇功壯節、何謝古人。矢石之間、見危致命、良深嗟嘆、重其忠烈。又聞朱惠中箭、今復何似、善須救療、使得不殂。前令具奏陣亡將士、欲加褒贈、卿宜識此意、即以實聞。近日與賊交鋒、臨陣殺敵、事須優賞、亦即奏來。所云賊等請和、仍尚頓兵北嶺、此虜姦詐、首尾百端、外示求和、內將誘我。卿所防慮、皆中其心。然則蓋嘉運北庭、近亦深入、頗有所獲、想彼知之、虜庭乍聞、當合驚駭。若復分兵守境、諸處防虞、烏合之胡、豈堪勞役、必將自潰、勢亦不久。蘇祿儻或覺此、革心請和、亦復量宜、以時開納。仍與嘉運計會、必取良圖、近所加兵、且應支用、臨事制變、豈待言之。今將緋紫袍各二十領、若有殊功、應須速賞、竝委卿量事賜之。冬中極寒、卿及將士已下竝平安好、遣書指不多及。

## 【校勘】

(1) 「厲」——「全唐」「永樂」「勵」

(2) 「若」——「全唐」「務」

(3) 「復」——「全唐」「須」

(4) 「胡」——「四庫」「醜」

(5) 「儻」——「四庫」「倘」

【書き下し】

四鎮節度副大使安西副大都護王斛斯及び將士已下に敕す。萬里の懸軍、此の狂寇に屬<sup>あた</sup>り、屢しば攻戰有りて、能く凶威を挫く、遠く義勇を聞きて、孰か氣を増さざらんや。卿等は將士を激厲し、國の爲に誠を盡くし、命を寇讐に決し、名を當代に成す、奇功壯節は、何ぞ古人に謝<sup>は</sup>じんや。矢石の間、危うきを見て命を致す、良に深く嗟嘆し、其の忠烈を重んず。又聞く朱惠の箭に中ると、今復た何ぞ似<sup>かた</sup>らんや、善く救療を須<sup>もち</sup>いて、殂せざるを得せしむ。前に具に奏せしむるの陣亡の將士、褒贈を加えんと欲す、卿宜しく此の意を識り、即ち實を以て聞すべし。近日賊と交鋒し、陣に臨み敵を殺すは、事は優賞を須<sup>もち</sup>う、亦た即ち奏し來たれ。云う所の賊等の和を請うも、仍ち尚お兵を北嶺に頓す、此の虜姦詐にして、首尾百端、外には和を求むるを示し、内には將に我を誘う。卿の防慮する所は、皆其の心中<sup>あた</sup>る。然らば則ち蓋嘉運の北庭は、近く亦た深く入りて、頗る獲る所有り、想うに彼之を知り、虜庭<sup>にわか</sup>乍に聞かば、當合<sup>まさ</sup>に驚駭すべし。若し復た兵を分けて境を守り、諸處防虞せば、烏合の胡は、豈に勞役に堪えんや、必ず將に自潰せんとし、勢亦た久しからず。蘇祿儻<sup>ふたたび</sup>し或いは此れを覺りて、心を革め和を請わば、亦た復<sup>ふたたび</sup>宜しきを量り、時を以て納むるを開かん。仍ち嘉運と計會し、必ず良圖を取り、近く兵を加うるの所<sup>しま</sup>、且く應

に支用すべし、事に臨み變を制すは、豈に之を言うを待たんや。今緋・紫袍各二十領を將<sup>もち</sup>てす、若し殊功有らば、應に須らく速やかに賞すべし、竝びに卿の事を量るに委ねて之を賜わん。冬中極めて寒し、卿及び將士已下竝びに平安に好しかれ、書を遣して指すも多く及ばず。

【宛先】

四鎮節度副大使安西副大都護王斛斯及將士已下

【起草時期】

開元二十三年閏十一月、または十一月か

【内容】

突騎施と交戦中の兵士に対し、論功と死者への弔慰を宣べた。朝廷は蘇祿の請和申し入れを信用せず、王斛斯らに注意を喚起した。請和は蘇祿が不利な状況にあることを暗示している。

起草時期を考えるポイントは「蓋嘉運北庭、近亦深入、頗る所獲」である。これは、北庭に向かった王尚客の報告を反映していると考えられる(通号五十二・五十七)。すなわち朝廷は、十月二十六日の突騎施侵攻の報を受け(史料十三)、蓋嘉運に辺城解圍を命じ(通号五十二)、併せて牛仙客に兵・糧増派の命を下した(通号八十)。そして王尚客から蓋嘉運の戦果が届いた。玄宗の居る洛陽から北庭までは直線距離で二千五百キロを越える。この空間を情報が往來したこと、また開元二十三年「冬中」の起草と考えられる通号五十二・五十四・五十五の各勅書が、「甚冷」「甚寒」とするのに対し、本勅書の「冬中極寒」は、

より深い冬を表していると判断した。そのため、開元二十三年閏十一月か十一月の起草とした。

以上により、勅書は五十二→五十三→五十七→五十一の順に発給されたと思われる。朱恵は通号四十四【内容】を参照。

○十一十五（通号五十四）

【題】

敕四鎮節度王斛斯書

【本文】

敕四鎮節度副大使安西副大都護王斛斯。蘇祿忘我大惠、敢作寇讐、屢犯邊城、將肆其惡。雖禽獸是似、而天地不容、卿等義心、固所發憤。朕已敕河西節度使牛仙客、令河西於諸軍州及在近諸軍、簡練驍健五千人、并十八年應替兵募五千四百八十人、即相續發遣。卿可與蓋嘉運計會、取彼道使、隨事進討、使此賊救首救尾、形勢分離。本既烏合、勞則自潰。若以計取、可不戰而擒、若守而不攻、益爲後患。卿彼諸將、皆是舊人、既諳山川、又能料敵、兼與北庭并力、事亦可圖、無爲端然、連年受弊。所緣邊鎮要切、竝委卿臨事籌之、可與蓋嘉運務量力、爲彼此之計也。所緣兵募行賜、則令所由支遣、已別敕牛仙客訖。四鎮蕃漢健兒、竝委卿隨所召募、可得幾許、仍具數奏聞。史震襲父可汗、即令彼招輯、兼與卿計會、竝臨事處置、無失所宜。冬中甚寒、卿及將士已下、竝平安好、遣書指不多及。

【校勘】

- (1) 「於」—「四庫」 「于」  
 (2) 「并」—「全唐」 「竝」  
 (3) 「并」—「全唐」 「竝」  
 (4) 「務量力」—「全唐」 「四庫」 「永樂」 「審量」  
 (5) 「爲彼此之計也」—「全唐」 「四庫」 「永樂」 「勿爲彼此之計也」  
 (6) 「令彼招輯」—「永樂」 「令往彼招輯」

【書き下し】

四鎮節度副大使安西副大都護王斛斯に敕す。蘇祿我が大惠を忘れ、敢えて寇讐を作し、屢しば邊城を犯し、將に其の惡を肆にせんとす。禽獸是に似たりと雖も、天地は容れず、卿等の義心、固より發憤する所なり。朕已に河西節度使牛仙客に敕して、河西の諸軍州及び在近諸軍において、驍健五千人を簡練し、十八年の替う應き兵募五千四百八十人を并せ、即ち相い續き發遣せしむ。卿蓋嘉運と計會し、彼の道の便を取り、事に隨いて進討し、此の賊をして首を救い尾を救い、形勢を分離せしむべし。本既に烏合にして、勞すれば則ち自潰す。若し計を以て可を取らば、戦わずして擒え、若し守りて攻めざれば、益後患と爲らん。卿彼の諸將は皆是れ舊人にして、既に山川を諳じ、又能く敵を料る、兼ねて北庭と力を并せ、事亦た圖るべし、端然と爲して、連年弊を受くる無かれ。緣る所の邊鎮の要切は、竝びに卿に委ね事に臨み之を籌り、蓋嘉運と務めて力を量り、彼此の計を爲すべきなり。緣る所の兵募の賜を行は、則ち所

由をして支遣せしむ、已に別に牛仙客に敕して訖んぬ。四鎮蕃漢の健児、竝びに卿に委ねて召募する所に随い、幾許を得べきか、仍りて具に數を奏聞せよ。史震父の可汗を襲い、即ち彼をして招輯せしめ、兼ねて卿と計會し、竝びに事に臨み處置し、所宜を失うこと無かれ。冬中甚だ寒し、卿及び將士已下、竝びに平安にして好しかれ、書を遣して指するも多くは及ず。

【宛先】

四鎮節度副大使安西副大都護王斛斯

【起草時期】

開元二十三年十一月

【内容】

突騎施戰を指揮する王斛斯に対し、牛仙客に派兵と兵への賜与物の支援を命じたことを伝え、兵の召募は任せるが數を報告すること、蓋嘉運とよく協議するように指示した。

王斛斯が安西節度使であったのは開元二十一年十二月から開元二十八年二月まで〔史料十八・二十五〕で、牛仙客は二十四年秋に河西節度使を離任〔史料二十六〕した。そして文中の蘇祿の辺城襲撃、二十四年正月に蓋嘉運が突騎施を撃退したこと〔史料十三・二十七〕、時候の「冬中甚寒」などから、起草時期を開元二十三年十一月と判断した。

また、文中の「朕已敕河西節度使牛仙客」は、本勅書と「敕河西節度使牛仙客書」〔史料二十三〕と内容が酷似することから、通号八十の勅書を指すであろう。すなわち、通号

五十二・五十四・八十は、ほぼ同時期の起草と考えられる。

○十一十六（通号五十五）

【題】

敕安西節度王斛斯書

【本文】

敕王斛斯。累得卿表、知賊等肆惡、終冬不去、又聞將士與鬪、數有殺傷、諸胡携離、將自此始。朕比爲料、亦以爲然。卿受寄遠方、悉心奉國、撫巡將士、皆得輸誠。萬夫一心、以少擊衆、雖有狂寇、固無遠憂。朕所懸官爵、惟賞忠義、苟能盡節、亦豈忘功。卿可慰勉將士、知朕此意、若有殊效、即具狀以聞。且蘇祿凶徒、本是烏合、今其師老、必有怨嗟。至如骨咄王子來投、已是其效、何國胡不受處分、亦是明徵。其下離心、已至於此、可令間諜、更誘其餘、此賊敗亡、將從內潰。且四鎮絕遠、皆是孤軍、卒欲益兵、頗難救急。近已敕牛仙客、且送五千人、其餘驍勇、亦即繼發。并敕北庭計會、卿可與蓋嘉運相知。張皇國威、誠在此舉、俘滅醜虜、今也其時、勉樹邊勳、以成不朽。冬中甚寒、卿及將士比竝如何、遣書指不多及。

【校勘】

- (1) 「胡」——「四庫」「虜」
- (2) 「離」——「四庫」「亂」
- (3) 「比」——「永樂」「此」
- (4) 「爲」——「永樂」「遠」

(5) 「效」——『永樂』「効」

(6) 「并」——『全唐』「竝」

【書き下し】

王斛斯に敕す。累ねて卿の表を得、賊等惡を肆にし、終に冬去らざるを知る、又聞く、將士與に鬪い、數しば殺傷有り、諸胡の携離は、將に此自り始まらんとすと。朕比料を爲すに、亦た以て然りと爲す。卿は寄を遠方に受け、心を悉くして國に奉じ、將士を撫巡し、皆誠を輸すを得。萬夫は心を一にして、少を以て衆を撃ち、狂寇有りと雖も、固より遠憂無し。朕懸くる所の官爵は、惟だ忠義を賞す、苟に能く節を盡くさば、亦た豈に功を忘れんや。卿將士を慰勉し、朕が此の意を知るべし、若し殊效有らば、即ち狀を具さに以て聞せよ。且た蘇祿は凶徒にして、本は是れ烏合なり、今其の師老い、必ず怨嗟有らん。骨咄王子の來投の如きに至りては、已に是れ其の效なり。何の國(何國?)の胡處分を受けざるは、亦た是れ明微なり。其の下離心し、已に此に至る、問諜をして、更に其の餘を誘わしむべし、此の賊敗亡せば、將に内より潰えんとす。且た四鎮は絶遠にして、皆是れ孤軍なり、卒かに兵を益さんと欲するも、頗る救急し難し。近く已に牛仙客に敕し、且五千人を送り、其の餘の驍勇は、亦た即ち繼いで發す。并びに北庭に敕して計會せしむ、卿蓋嘉運と相い知るべし。國威を張皇(煌)するは、誠に此の舉に在り、醜虜を俘滅するは、今や其の時なり、勉めて邊勲を樹て、以て不朽を成せ。冬中甚だ寒し、卿及び將士

比竝びに如何、書を遣して指するも多く及ばず。

【宛先】

王斛斯

【起草時期】

開元二十三年十一月

【内容】

戰況を頻々と報告する王斛斯に対し、朝廷は牛仙客に援軍を出させたことや突騎施の内情を伝え、檄をとばした。

文中の「賊(蘇祿凶徒)等肆惡、終冬不去」は、通号五十六の「蘇祿猖狂、方擬肆惡邊城、經冬不去」や、「賀蓋嘉運破賊狀」[史料二十二]の「凶黨大衆、見在邊城、方擬經春、圖爲邊患」に符合する。開元二十三年冬から翌春にかけて、蓋嘉運はこれを激しく追撃した(通号五十二参照)。本詔勅は開元二十三年冬、十一月頃の起草と思われる。

文中の「近已敕牛仙客、且送五千人、其餘驍勇、亦即繼發」は、通号五十四の「朕已敕河西節度使牛仙客、令河西於諸軍州及在近諸軍、簡練驍健五千人、并十八年應替兵募五千四百八十人、即相續發遣」や、牛仙客に宛てた通号八十[史料二十三]の「卿可於河西諸軍州、簡練驍健五千人」を指すと思われる。

○十一十七(通号五十六)

【題】

敕北庭都護蓋嘉運書

## 【本文】

敕北庭都護蓋嘉運。近得卿表知、舊疾發動、請入都就醫。欲遂來表、慮有邊要、萬一失便、雖悔何追。且蘇祿猖狂、方擬肆惡邊城、經冬不去、西州近復燒屯、亦有殺傷、想所聞也。此賊諸頭抄掠、虜衆已疲、亦無能爲、正可取便。至如西州、近者有賊、其數無多、烽候若明、密與兩軍作號、首尾邀擊、立可誅剪。何爲當軍自守、信賊公行、來有損傷、去無關鍵、豈是邊鎮之意也。且西庭雖無節度受委、固是一家、有賊共除、有患相救、萬里之外、何待奏聞。自此之後、必須用意。今遣醫人將藥往、可善自將療。春初餘寒、卿及將士竝平安好、遣書指不多及。

## 【校勘】

(1) 「行來」以下、四庫本五葉分(十三)十八)錯簡あり。

(2) 「損傷」——「四庫」「傷損」

## 【書き下し】

北庭都護蓋嘉運に敕す。近く卿の表を得て知る、舊疾發動し、都に入りて醫に就かんことを請うと。來表を遂げんと欲すれど、邊要に有るを慮り、萬一便を失わば、悔ゆると雖も何ぞ追わん。且つ蘇祿猖狂にして、方に惡を邊城に肆にせんと擬り、冬を経るも去らず、西州近く復た屯を焼き、亦た殺傷有り、想うに聞く所なり。此の賊諸頭抄掠し、虜衆已に疲れ、亦た能く爲す無し、正に便を取る可し。西州の如きに至りては、近者賊有るも、其の數多からず、烽候若し明らかなれば、密に兩軍と號を作し、首尾邀擊し、立に誅剪すべし。何爲軍に當たりて自ら守り、

賊の公行に信せ、來るに損傷有り、去るに關鍵無し、豈に是れ邊鎮の意ならんや。且つ西庭節度の受委無しと雖も、固よりはれ一家にして、賊有らば共に除き、患有らば相い救い、萬里の外、何ぞ奏聞を待たんや。此れ自りの後、必ず須からく意を用うべし。今醫人を遣わし藥を將ちて往かしむ、善く自ら將て療すべし。春初餘寒、卿及び將士竝びに平安に好しかれ、書を遣して指するも多く及ばず。

## 【宛先】

北庭都護蓋嘉運

## 【起草時期】

開元二十四年正月

## 【内容】

蓋嘉運は都での持病の治療を奏請したが、朝廷は蘇祿追撃の時期であることを理由に認めず、代わりに医者を派遣した。起草時期は、「且蘇祿猖狂、方擬肆惡邊城、經冬不去」の語から、蘇祿が越冬して唐の辺城に侵攻していた時期に限定され、さらに時候の「春初餘寒」が正月の季語であることから、二十四年正月と推定した。「西州近復燒屯」は、以下に「至如西州、近者有賊、其數無多、烽候若明、密與兩軍作號、首尾邀擊、立可誅剪」とあつて、烽候と兩軍「史料二十八」相互の連携不備を指摘している。

## ○十一十八（通号五十七）

## 【題】

敕瀚海軍使蓋嘉運書

## 【本文】

敕瀚海軍使北庭都護蓋嘉運及將士已下。蘇祿爰自今夏、連犯西陲、犬羊<sup>(1)</sup>之群、屯結不散。誠欲出其不意、乘虛以入、凶黨聞此、必自解圍。卿識朕心、有符成料。比王尚客至、聞已出師、窮冬絕漠、荷戈冒險、又聞有所擒獲、張我國威、言念忠誠、良深賞歎。在此行也、四鎮凶虜、必應抽退、彼既有效、應合叙勞、兼云擒獲、人當優賞。宜其實狀、一一以聞。然此賊爲惡、勢將未已、若困窮蹙、實則不知。安西近亦加兵、卿彼士馬自足、可與王斛斯計議、遂要圖之。春初餘寒、卿及將士已下竝平安好、遣書指不多及。

## 【校勘】

(1) 「犬羊」——「四庫」「烏合」

(2) 「遂」——『全唐』「逐」

## 【書き下し】

瀚海軍使北庭都護蓋嘉運及び將士已下に敕す。蘇祿爰に今夏より、西陲を連犯し、犬羊の群、屯結して散らず。誠し其の不注意に出で、虚に乗じて以て入るを欲さば、凶黨此れを聞き、必ず自ら圍を解かん。卿朕の心を識り、成料に符う有らん。比王尚客至りて、已に出師すると聞く、窮冬絶漠、戈を荷い險を冒すと、又擒獲する所有り、我が國威を張ると聞く、言に忠誠

を念い、良に深く賞歎す。此の行に在る也、四鎮の凶虜必ず應に抽り退くべし、彼既に效有り、應合に勞を叙すべし、兼ねて擒獲と云うは、人當に優賞すべし、宜しく實状を具さにし、一一以て聞せよ。然るに此の賊の惡を爲すや、勢將に未だ已まざるか、窮蹙に困むが若きは、實は則ち知らず。安西近く亦た兵を加え、卿彼の士馬自ら足る、王斛斯と計議し、要を遂げて之と圖るべし。春初餘寒、卿及び將士已下竝びに平安にして好しかれ、書を遣して指するも多く及はず。

## 【宛先】

瀚海軍使北庭都護蓋嘉運及將士已下

## 【起草時期】

開元二十四年正月

## 【内容】

王尚客の報告を聞き、蓋嘉運および北庭の將士に宛て、十二月の出兵・戰勝をねぎらい褒賞を約し、激励している。起草は、勅使王尚客（通号五十二）の奏により蓋嘉運の活躍に言及していること、時候「春初餘寒」により、開元二十四年正月と考えられる。

『新唐書』は戰勝を正月丙午（二六日）と記す「史料二十九」。齊藤達也氏は本詔勅の「春初餘寒」に鑑み、一月二六日から三〇日の間の発布とする「齊藤一九九三」。また、『曲江集』卷十四「賀蓋嘉運破賊狀」「史料二十二」は、蓋嘉運が嚴冬をついて敵に打撃を与え、辺城の包围を解いて勝利したこ

とを伝えており、本勅書の理解を助ける。

なお、通号五十六・五十七は蓋嘉運宛、時候も同じ「春初餘寒」である。開元二十三年～二十四年にかけての突騎施の安西襲撃は見解の一致する所であるから、通号五十六・五十七とが同時期に起草されたと考えられる。通号五十二・五十四・五十五・八十も起草時期に近い。開元二十年代前半期、短期間に発せられた多くの詔勅・表奏が残されたことは、特記すべきである。

主要参考文献

○日本語

【参考文献】

飯島葵・遠藤耕太郎 「南詔德化碑訳注」(『共立女子大学・共

立女子短期大学総合文化研究所紀要』十九(二)、

二〇一三年)

伊瀬仙太郎

「突騎施対策と磧西節度使」(『中国西域経営史研究』一九六八年、巖南堂、初版一九五五年)

石見 清裕

「唐朝発給の「国書」一覽」(『アジア遊学』三、一九九九年)

同

「唐・張九齡『曲江集』所収の対吐蕃国書四首について」(荒川正晴・柴田幹夫編『シルクロードと近代日本の邂逅』西域古代資料と日本近代仏教

』勉誠出版、二〇一六年)

大原 良通 「八世紀における吐蕃の対南詔国政策」(『日本西

蔵学会会報』四八、二〇〇二年)

金子 修一

「唐代の国際文書形式」(同『隋唐の国際秩序と東アジア』所収、名著刊行会、二〇〇一年、初出一九七四年)

同

「唐代の異民族における郡王号」契丹・奚を中心にして」(『前掲書』所収、初出一九八六年)

川野 明正

「雲南の歴史」アジア十字路に交錯する多民族世界」(白帝社、二〇一三年)

斉藤 達也

「突騎施の台頭と唐の碎葉放棄について」(『史滴』十二、一九九一年)

斉藤 達也

「曲江集所収の西域関係勅書の起草時期」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊十九、一九九三年)

佐藤 長

「初代磧西節度使の起源とその終末」上」(『東洋史研究』七(六)、一九四二年)

同

「古代チベット史研究」(『東洋史研究会』一九五八年)

菅沼 愛語

「7世紀後半から8世紀の東部ユーラシアの国際情勢とその推移」唐・吐蕃・突厥の外交関係を中心に」(『溪水社』二〇一三年)

内藤みどり

「西突厥史の研究」(『早稲田大学出版部』一九八八年)

西嶋 定生 「東アジア世界と冊封体制 六—八世紀の東アジア」(『西嶋定生東アジア史論集』三、岩波書店、二〇〇二年、初出一九六二年)

二〇〇二年、初出一九六二年)

林 謙一郎 「南詔国の成立」(『東洋史研究』四九(一)、一九九〇年)

同 「中国」と「東南アジア」のはざままで—雲南における初期国家形成—」(『岩波講座 東南アジア史 1 原史東南アジア世界』岩波書店、二〇〇一年)

同 「南詔王権の確立・変質と唐・吐蕃関係—和親(公主降嫁)の意味するもの」(『唐代史研究』十二、二〇〇九年)

同 「開元二二年度の唐と契丹」(『明大アジア史論集』一八、二〇一四年)

同 「唐代の暦」(唐代研究のしおり第一、京都大学人文科学研究所、一九五四年)

速水 大 「東アジアの国際秩序と古代日本」(吉川弘文館、二〇一一年)

同 「西南中国民族史の研究—南詔国の史的研究」(大安、一九六九年)

平岡武夫編 「唐朝雲南経営史の研究」(『岩手大学学芸学部研究年報』十(一)、一九五六年)

廣瀬 憲雄 「唐朝雲南経営史の研究(其二)—玄宗代の雲南経営—」(『岩手大学学芸学部研究年報』十一(一)、

藤澤 義美 「唐朝雲南経営史の研究」(『岩手大学学芸学部研究年報』十(一)、一九五六年)

同 「唐朝雲南経営史の研究」(『岩手大学学芸学部研究年報』十(一)、一九五六年)

同 「唐朝雲南経営史の研究(其二)—玄宗代の雲南経営—」(『岩手大学学芸学部研究年報』十一(一)、

同 「唐朝雲南経営史の研究(其二)—玄宗代の雲南経営—」(『岩手大学学芸学部研究年報』十一(一)、

一九五七年)

前嶋 信次 「タラス戦考—序章」(同『東西文化交流の諸相』所収、東西文化交流の諸相刊行会、一九七一年、初出一九五九年)

初出一九五九年)

松田 寿男 「古代天山の歴史地理学的研究 増補版」(早稲田大学出版部、一九七九年)

大学出版部、一九七九年)

護 雅夫 「古代トルコ民族史研究」I(山川出版社、一九六七年)

一九六七年)

森安 孝夫 「吐蕃の中央アジア進出」(同『東西ウイグルと中央ユーラシア』所収、名古屋大学出版会、二〇一五年、初出一九八四年)

二〇一五年、初出一九八四年)

山内 晋次 「唐朝の国際秩序と日本—外交文書形式の分析を通して」(同『奈良平安期の日本とアジア』所収、吉川弘文館、二〇〇三年)

通して」(同『奈良平安期の日本とアジア』所収、吉川弘文館、二〇〇三年)

○中国語

岑 仲勉 『突厥集史』(中華書局、一九五八年)

何 格恩 「張曲江詩文事蹟編年考」(『広東文物』中冊、中国文化協進会、一九四一年)

熊 飛 校注 『張九齡集校注』(中華書局、二〇〇一年)

楊 承祖 「張九齡年譜 附論五種」(国立台湾大学大学院、一九六四年)

一九六四年)

參考史料

〔史料二〕『旧唐書』卷四十一 地理志劍南道當州条

本松州之通軌縣。貞觀二十一年（六四七）、析置當州、以土出當歸爲名。州治利川、領通軌、左封二縣。顯慶二年（六五七）、又析左封置悉州。儀鳳二年（六七七）、移治逢白橋。……

通軌 本屬松州、歷代生羌之地。貞觀二十年、松州首領董和那蓬固守松府、特敕於通軌縣置當州、以蓬爲刺史。

〔史料二〕『曲江集』卷十二「敕柘靜州首領書」通号九十

敕拓·靜等州部落。昨王承訓去、緣當州百姓、有相扇動……此者採訪使處置、或未得所、朕既知之、已有處分。卿等祖父忠赤、輸誠國家、既是子孫、久襲冠帶、各守先業……。

〔史料三〕『曲江集』卷十二

「敕西南蠻大首領蒙歸義書」通号九十一

敕蒙歸義。吐蕃於蠻、擬行報復、又屬州鹽井、本屬國家、中間被其內侵、近日始復取得。卿彼蕃落、亦應具知。吐蕃惟利是貪、數論鹽井、比有信使、頗以爲詞。今知其將兵、擬侵蠻落、兼擬取鹽井、事似不虛。國家與之通和、未嘗有惡、今既如此、不可不防。卿即與達奚守珪部落團練、候其有動、方可出兵。必無事蹤、亦不得先舉。……竝委卿與達奚守珪計會……今故令內給事王承訓往、一一

口具、遺書指不多及。

〔史料四〕『曲江集』卷十一「敕吐蕃贊普書」通号七十一

皇帝問吐蕃贊普。……所云去年七月、嶺州將兵抄掠兼有詿誘、嶺州之外尚隔諸蠻、既背吐蕃、自行寇抄掠、而乃推托於我、何爲遙信虛詞、且西南群蠻、別是一物、既不定於我、亦不專於吐蕃所。去即不追、來亦不拒、乃是兩界所有……往者此蠻背恩、侵我邊鄙、昆明即嶺州之故縣、鹽井乃昆明之本城、今復舊疆、何廢修築。而云除却、是何道理。且邊境備守、彼此常事、今既和好、何有嫌疑。

〔史料五〕『旧唐書』卷百九十六吐蕃傳儀鳳三年条

儀鳳三年……敬玄（李敬玄）遂擁衆鄯州、坐改爲衡州刺史。往劍南兵募、於茂州之西南築安戎城以壓其境。俄有生羌爲吐蕃鄉導、攻陷其城、遂引兵守之。

〔史料六〕『旧唐書』卷百九十六上吐蕃傳開元二十六年条

二十六年（七月）……時王昱又率劍南兵募攻其安戎城。先於安戎城左右築兩城、以爲攻拒之所、頓兵於蓬婆嶺下、運劍南道資糧以守之。其年九月、吐蕃悉銳以救安戎城、官軍大敗、兩城竝爲賊所陷。

〔史料七〕『冊府元龜』卷百二十八帝王部明賞二

（開元）二十三年十二月、命十道采訪使舉良刺史縣令、以……嶺州刺史許齋物……等聞。

〔史料八〕『蛮書』卷七雲南管内物產第七

昆明城有大鹽池、比陷吐蕃。蕃中不解煮法、以鹹池水沃

柴上、以火焚柴成炭、即於炭上掠取鹽也。貞元十年  
(七九四)春、南詔收昆明城、今鹽池屬南詔。

〔史料九〕『曲江集』卷十二「勅蕃首領鐸羅望書」通号九十二  
故姚州管内大酋長那傍時嫡孫、將軍鐸羅望……故遣宿衛  
首領王白、于姚州都督達奚守珪計會、……。

〔史料十〕『曲江集』卷十二「勅吐蕃贊普書」通号七十六

皇帝問贊普……至於突騎施、菽爾醜虜、頃年恃我爲援、  
幸至今日、而敢辜恩、朕未即誅之、待其惡積。贊普越界、  
與其婚姻……。

〔史料十一〕『旧唐書』卷百九十四下突厥蘇祿条

(突騎施)潛又遣使南通吐蕃、東附突厥。突厥及吐蕃亦  
嫁女與蘇祿。

〔史料十二〕『關中金石文字存逸考』卷十「隴右節度使陰公修  
峽路記」

開元二十二年六月卅日、奉節度使兼中丞陰公處分、臨洮  
軍副使郭質、押成州健兒、修此峽路、并通車馬、無□留  
滯、應時修了。

〔史料十三〕『資治通鑑』卷二百十四 唐玄宗紀 開元二十三年  
条

冬十月戊申(二十六日)、突騎施寇北庭及安西撥換城。

〔史料十四〕『資治通鑑』卷二百十四 唐玄宗紀 開元二十四年  
正月条

北庭都護蓋嘉運擊突騎施、大破之。

〔史料十五〕『旧唐書』卷八玄宗紀 開元二十二年六月条

六月乙未(二十八日)、遣左金吾將軍李佺、於赤嶺與吐  
蕃分界立碑。

〔史料十六〕『資治通鑑』卷二百十三 唐玄宗紀 開元二十一年  
二月条

二月丁酉(二十九日)、金城公主請立碑於赤嶺、以分唐  
與吐蕃之境、許之。

〔史料十七〕『旧唐書』卷百九十六上吐蕃伝

(開元)二十一年、又制工部尚書李嵩往聘吐蕃、每唐使  
入境、所在盛陳甲兵及騎馬、以矜其精銳。二十二年、遣  
將軍李佺於赤嶺與吐蕃分界立碑。

〔史料十八〕『唐会要』卷七十八 諸使節度使条

安西四鎮節度使……至(開元)二十一年十二月、王斛  
斯除安西四鎮節度、遂爲定額。

〔史料十九〕『文苑英華』卷三百九十七 中書制詔「授王斛斯太

僕卿制」(孫逖)

門下。安西大都護王斛斯、將略稱多、忠誠克著、頃自邊  
寄、頗洽人心。間歲以來、頗有驍警、能清寇雪、不顧甲  
兵。契軍國之遠圖、得攻拒之良術、有勞懋賞、自昔如茲。  
宜踐列卿之位、俾兼并護之職。可太僕卿員外置同正員、  
兼安西都護等如故。

〔史料二十〕『文苑英華』卷四百一 中書制詔「授蓋嘉運兼金吾

衛將軍制」(孫逖)

門下。右威衛將軍兼北庭都護蓋嘉運、百夫稱勇、萬里將軍、智則有謀、忠而能毅、頃者狂寇作梗、銳師深入、用奇以往、決勝而歸、式疇其庸、言命之賞、宜增秩於中尉、仍握兵於外域、可左金吾衛將軍兼北庭都護、餘如故。

〔史料二十一〕『冊府元龜』卷九百八十八外臣部通好

〔開元〕二十四年八月甲寅（七日）、突騎施遣大首領胡祿達干來求和、許之、宴於內殿受左金吾將軍員外置賜錦衣一幅帛及綵一百疋放還蕃。

〔史料二十二〕『曲江集』卷十四「賀蓋嘉運破賊狀」

右、高力士宣奉敕示臣等、王尚客奏狀知、蓋嘉運至突厥、施店密城、逢賊便鬪、多有殺獲、且凶黨大衆、見在邊城、方擬經春、圖爲邊患。忽聞、嘉運比入、復有破傷。……

〔史料二十三〕『曲江集』卷十一

「敕河西節度副大使牛仙客書」通号八十

突騎施連歲犯邊、凶惡如此、若不威服、只長寇仇。自夏及今、連歲不散、疎勒雖解、逼城見侵。（中略）卿可於河西諸軍州、簡練驍雄五千人、即安西受王斛斯分部、朕當發遣十八年安西、應替五千四百八十人與彼相續、足得成師。……又恐安西資用之乏、卿可於涼府將二十萬段物往安西、令隨事支擬……。

〔史料二十四〕『新唐書』卷四十三下地理志七安西都護府条

河西內屬諸胡、州十二、府二。

烏壘州 和墨州 溫府州 蔚頭州 遍城州 耀建州 寅

度州 豬拔州 達滿州 蒲順州 郢及滿州 乞乍州（下略）

〔史料二十五〕『唐會要』卷七十八節度使条

平盧軍節度使、（開元）二十八年二月除王斛斯、又加押兩蕃及渤海黑水四府經略處置使、遂爲定額。

〔史料二十六〕『旧唐書』卷百三牛仙客伝

開元二十四年秋、代信安王禕爲朔方行軍大總管、右散騎常侍崔希逸代仙客知河西節度事。

〔史料二十七〕『旧唐書』卷八玄宗紀開元二十四年条

春正月、北庭都護蓋嘉運率兵擊突騎施、破之。

〔史料二十八〕『旧唐書』卷四十地理志三北庭都護府条

瀚海軍 開元中、蓋嘉運置、在北庭都護府城內、管鎮兵萬二千人、馬四千二百匹。

天山軍 開元中、置西州城內、管鎮兵五千人、馬五百匹。

在都護府南五百里。

伊吾軍 開元中置、在伊州西北五百里甘露川、管鎮兵三千人、馬三百匹、在北庭府東南七百里。

〔史料二十九〕『新唐書』五玄宗紀開元二十四年条

正月丙午（二十六日）、北庭都護蓋嘉運及突騎施戰、敗之。

通号	題名	卷	番号	四部叢刊	全唐文	四庫全書	文苑英華	永樂大典
47	勅安西節度王斛斯書(5)	10	8	10·5b	285·17b	10·6a		14707·24a
48	勅安西節度王斛斯書(6)	10	9	10·6a	285·18b	10·6b		14707·24b
49	勅安西節度王斛斯書(7)	10	10	10·7a	286·1a	10·7a		14707·24b
50	勅安西節度王斛斯書(8)	10	11	10·7b	286·1b	10·8a		14707·25a
51	勅北庭經略蓋嘉運書(2)	10	12	10·7b	286·2a	10·8b		
52	勅渤海使蓋嘉運書	10	13	10·8a	286·2a	10·9a		
53	勅四鎮節度王斛斯書(1)	10	14	10·8b	286·3a	10·9b		14707·25a
54	勅四鎮節度王斛斯書(2)	10	15	10·9b	286·3b	10·10b		14707·25b
55	勅安西節度王斛斯書(9)	10	16	10·10b	286·4b	10·11b		14707·25b
56	勅北庭都護蓋嘉運書	10	17	10·11a	286·5b	10·12b		
57	勅瀚海軍使蓋嘉運書(2)	10	18	10·11b	286·6a	10·19a		
58	勅契丹知兵馬中郎李過折書	11	1	11·1b	286·6b	11·1a	471·8b	
59	勅突厥苾伽可汗書	11	2	11·2b	286·7b	11·2a	468·6a	
60	勅突厥可汗書(1)	11	3	11·3a	286·8a	11·2b	468·6b	
61	勅金城公主書(1)	11	4	11·3b	286·16a	11·3a		
62	勅劍南節度王昱書(2)	11	5	11·3b	286·8b	11·3b		14707·20b
63	勅突厥登利可汗書(1)	11	6	11·4a	286·9a	11·4a	468·7a	
64	勅突厥可汗書(2)	11	7	11·4b	286·9b	11·5a	468·7b	
65	勅突騎施毗伽可汗書	11	8	11·5b	286·10a	11·5b	471·10a	
66	勅突厥可汗書(3)	11	9	11·7b	286·12b	11·8a	468·8a	
67	勅突厥可汗書(4)	11	10	11·8a	286·13a	11·9a	468·8b	
68	勅突厥可汗書(5)	11	11	11·9a	286·14a	11·10a	468·9b	
69	勅吐蕃贊普書(1)	11	12	11·10a	286·14b	11·11a	469·1a	
70	勅磧西支度等使章仇兼瓊書	11	13	11·11a	286·15b	11·12a		
71	勅吐蕃贊普書(2)	11	14	11·11b	287·1a	11·12b	469·2a	
72	勅吐蕃贊普書(3)	11	15	11·12b	287·2a	11·14a	469·2b	
73	勅吐蕃贊普書(4)	12	1	12·1b	287·3b	12·1a	469·4a	
74	勅吐蕃贊普書(5)	12	2	12·2a	287·4a	12·2a	469·4b	
75	勅金城公主書(2)	12	3	12·3a	287·5a	12·2b		
76	勅吐蕃贊普書(6)	12	4	12·3a	287·5b	12·3a	469·5a	
77	勅金城公主書(3)	12	5	12·4b	287·6b	12·4b		
78	勅吐蕃贊普書(7)	12	6	12·4b	287·7a	12·5a	469·6a	
79	勅西州都督張待賓書(3)	12	7	12·5b	287·7b	12·6a		
80	勅河西節度副大使牛仙客書(3)	12	8	12·6a	287·8a	12·6b		
81	勅天仙軍使張待賓書(4)	12	9	12·7a	287·9a	12·7b		
82	勅護密國王書(1)	12	10	12·7a	287·9b	12·8a	471·11b	
83	勅護密國王書(2)	12	11	12·7b	287·9b	12·8a	471·12a	
84	勅識匿國王書	12	12	12·8a	287·10a	12·8b	471·12b	
85	勅勃律國王書	12	13	12·8b	287·10b	12·9a	471·12b	
86	勅諸國王葉護城等書	12	14	12·8b	287·11a	12·9b	471·13a	
87	勅罽賓國王書	12	15	12·9a	287·11b	12·10a	471·13b	
88	勅日本國王書	12	16	12·9b	287·11b	12·10b	471·13b	
89	勅西南蛮大首領蒙婦義書(1)	12	17	12·10b	287·12b	12·11b	470·10a	
90	勅拓靜州首領書	12	18	12·10b	287·13a	12·11b	470·10b	
91	勅西南蛮大首領蒙婦義書(2)	12	19	12·11a	287·13a	12·12a	470·11a	
92	勅蛮首領鐸羅望書	12	20	12·11b	287·14a	12·13a	470·11b	
93	勅安南首領饒仁哲書	12	21	12·12a	287·14a	12·13b	470·11b	
A	勅幽州節度張守珪書							14707·21a
B	勅幽州節度副大使幽州長使兼御史中丞張守珪等書(假題)							14707·21b

表1 『曲江集』卷八～卷十二 勅書諸本対照表訂正版

凡例：卷・丁・表/裏（8・1a/8・1b）とする

通号	題名	卷	番号	四部叢刊	全唐文	四庫全書	文苑英華	永樂大典
1	勅薛泰書	8	1	8・1b	284・8b	8・1a		
2	勅安西節度王斛斯書（1）	8	2	8・2a	284・9a	8・1b		14707・23a
3	勅西州都督張待賓書（1）	8	3	8・2b	284・9b	8・2a		
4	勅清夷軍使虞靈章書	8	4	8・2b	284・9b	8・2b		
5	勅伊吾軍使張楚賓書	8	5	8・3a	284・10a	8・3a		
6	勅河西節度牛仙客書（1）	8	6	8・3b	284・10b	8・3b		14707・20a
7	勅北庭將士已下書	8	7	8・3b	284・11a	8・4a		
8	勅西州都督張待賓書（2）	8	8	8・4a	284・11b	8・4b		
9	勅北庭士百姓等書	8	9	8・5a	284・12a	8・5a		
10	勅新羅王金興光書（1）	8	10	8・5b	284・13a	8・5b	471・1b	
11	勅河西節度牛仙客書（2）	8	11	8・6a	284・14a	8・6b		14707・20a
12	勅瀚海軍使蓋嘉運書（1）	8	12	8・7a	284・15a	8・8a		
13	勅安西節度王斛斯書（2）	8	13	8・8a	284・16a	8・9a		14707・23b
14	勅幽州節度張守珪書（1）	8	14	8・8b	284・16b	8・9b		14707・21b
15	勅幽州節度使張守珪書（2）	8	15	8・9a	284・17a	8・10b		14707・21a
16	勅劍南節度使王昱書（1）	8	16	8・10a	284・18a	8・11a		14707・20b
17	勅投降奚等書	8	17	8・10b	285・1a	8・11b	471・6a	
18	勅契丹王據守可突干等書	8	18	8・10b	285・1b	8・12a	471・7a	
19	勅幽州節度張守珪書（3）	8	19	8・11b	285・3a	8・13a		
20	勅新羅都護金興光書（2）	9	1	9・1b	285・10a	9・1a	471・2a	
21	勅契丹都督涅禮書	9	2	9・2b	285・2a	9・2a	471・7b	
22	勅奚都督李焄國書（1）	9	3	9・3a	285・3b	9・3a	471・6a	
23	勅奚都督李焄國書（2）	9	4	9・3b	285・4a	9・3b	471・6b	
24	勅平盧使烏知義書（1）	9	5	9・4a	285・4b	9・4a		
25	勅松模都督涅禮書	9	6	9・4b	285・4b	9・4b		
26	勅幽州節度張守珪書（4）	9	7	9・5a	285・5a	9・5a		14707・22a
27	勅幽州節度張守珪書（5）	9	8	9・5b	285・5b	9・5b		14707・22a
28	勅幽州節度張守珪書（6）	9	9	9・6a	285・6b	9・6b		14707・22b
29	勅幽州節度張守珪書（7）	9	10	9・6b	285・7a	9・7a		14707・22b
30	勅幽州節度張守珪書（8）	9	11	9・7b	285・8a	9・8a		14707・23a
31	勅平盧使烏知義書（2）	9	12	9・8a	285・8b	9・9a		
32	勅平盧諸將士書	9	13	9・8b	285・9a	9・9b		
33	勅新羅王金興光書（3）	9	14	9・9a	285・9b	9・10a	471・2b	
34	勅渤海王大武芸書（1）	9	15	9・9b	285・10b	9・10b	471・3b	
35	勅渤海王大武芸書（2）	9	16	9・10a	285・11b	9・11b	471・4b	
36	勅渤海王大武芸書（3）	9	17	9・11a	285・12a	9・12a	471・5a	
37	勅渤海王大武芸書（4）	9	18	9・11a	285・12b	9・12b	471・5a	
38	勅平盧使烏知義書（3）	9	19	9・11b	285・13a	9・13a		
39	勅河東節度副使王忠嗣書	9	20	9・12a	285・13a	9・13b		
40	勅常州別駕董懲運書	10	1	10・1b	285・13b	10・1a		
41	勅當息羌首領書	10	2	10・2b	285・14b	10・2a		
42	勅雋州都督許齊物書	10	3	10・3a	285・15a	10・2b		
43	勅隴右節度陰承本書	10	4	10・3b	285・15b	10・3a		14707・26a
44	勅安西節度王斛斯書（3）	10	5	10・4a	285・16a	10・3b		14707・23b
45	勅北庭經略使蓋嘉運書（1）	10	6	10・4b	285・16a	10・4b		
46	勅安西節度王斛斯書（4）	10	7	10・5a	285・17a	10・5a		14707・24a

49	勅安西節度王斛斯書（7）	10	10	王斛斯	秋冷	卿及將士 已下	開元24年秋	王斛斯に対し、吐蕃を警戒し、動きを封じるよう指示する。もし、この勅書の到達より前に戦闘がしまっていた場合には、吐蕃を殲滅するよう激励している。
50	勅安西節度王斛斯書（8）	10	11	王斛斯	秋後漸冷	卿及將士 已下	開元24年の 9月か	王斛斯に突騎施との戦いにおける功績に報いることを伝え、吐蕃を警戒するよう指示している。
51	勅北庭経略蓋嘉運書（2）	10	12	蓋嘉運	秋後漸冷	卿及將士 已下	開元24年8・ 9月頃	蓋嘉運に対し、突騎施・蘇祿追撃の軍功により旧官を兼ねて褒進し、突騎施の請和は不信であるとして、なお一層の防備を命じた。
52	勅渤海使蓋嘉運書	10	13	瀚海軍使 北庭都護 蓋嘉運	冬中甚冷	卿及將士 已下	開元23年11 月	疏勒（カシュガル）に逼った突騎施排除のため、蓋嘉運に、早急に逼城の包囲を解くよう命じ、王斛斯と作戦を練るよう念押しして王尚客を派遣した。
53	勅四鎮節度王斛斯書（1）	10	14	四鎮節度 副大使安 西副大都 護王斛斯 及將士已 下	冬中極寒	卿及將士 已下	開元23年閏 11月または 11月	王斛斯以下の諸將兵士に対し、突騎施戦の死傷者・功労者への褒賞を伝え、蘇祿は和を請うも兵を撤収していないから、蓋嘉運ともに用心し、臨機応変に対応せよと指示した。
54	勅四鎮節度王斛斯書（2）	10	15	四鎮節度 副大使安 西副大都 護王斛斯	冬中甚寒	卿及將士 已下	開元23年11 月	突騎施を討つため、牛仙客に派兵と兵への賜与物の支援を命じたことを王斛斯に伝え、四鎮の兵の召募を一任するが数を報告すること、蓋嘉運とよく協議すること等を指示した。
55	勅安西節度王斛斯書（9）	10	16	王斛斯	冬中甚寒	卿及將士	開元23年11 月	蘇祿との戦闘を頻々と報告する王斛斯に対し、牛仙客に援軍を出させたこと、敵は烏合で不満が募っているから、蓋嘉運とよく協議して討伐せよと、指示した。
56	勅北庭都護蓋嘉運書	10	17	北庭都護 蓋嘉運	春初餘寒	卿及將士	開元24年正 月	蓋嘉運は都での持病の治療を奏請したが、西州庭州が緊密に連携して蘇祿に対応すべき時期であるからと認めず、代わりに医者を派遣した
57	勅瀚海軍使蓋嘉運書（2）	10	18	瀚海軍使 北庭都護 蓋嘉運及 將士已下	春初餘寒	卿及將士 已下	開元24年正 月	王尚客の報告を聞き、蓋嘉運以下兵士に窮冬十二月の出兵・戦勝をねぎらい褒賞を約し、蘇祿の撃退を遂げるように激励した。

表2 『曲江集』卷十 勅書内容一覧表

通号	題名	卷	番号	宛先	時候	文末	起草時期	要約
40	勅常州別駕董懲運書	10	1	常州別駕董懲運	比極暄	卿及部落百姓	開元22年・23年・24年いずれかの3月	董懲運の怨訴に対して、唐王朝が再調査を行っていることとその見解とを示している
41	勅當息羗首領書	10	2	當悉柘靜維翼等諸州首領百姓等	比已熱	首領百姓等	開元22年・23年・24年いずれかの夏	董懲運への勅(40号)の使者王承訓の復命をうけ、常州周辺諸州の蕃族首領に対して、要望に素早く応じ、吐蕃への備えを求めている
42	勅雋州都督許齋物書	10	3	許齋物	秋中漸涼	及吏人已下	開元22年・23年いずれかの8月	吐蕃が崑州の塩井に南下したため、達奚守珪・蒙婦義らに勅を降したことを許齋物に告げ、また、崑州の守りを固め、臨機応変に対処するよう命じた
43	勅隴右節度陰承本書	10	4	隴右節度使陰承本	秋初尚熱	卿及將士	開元22年・23年いずれかの8月	隴右節度使陰承本に、吐蕃は陰で突騎施と結び悪企みがあるから、先に動かず、よく監視し、兵を鍛えて備え、何かあれば至急報告せよと指示した
44	勅安西節度王斛斯書(3)	10	5	四鎮節度副大使・安西副大都護王斛斯及將士等	初春尚寒	卿及將士已下	開元24年正月	突騎施の撥換城攻撃の後、その戦いに参加した王斛斯以下の將士に対して慰勞し、今後の方針を指示した
45	勅北庭経略使蓋嘉運書(1)	10	6	蓋嘉運	春晚	卿及將士已下	開元24年3月の可能性が高い。23年3月の可能性もある。	安西管内を昨年しばしば突騎施が襲ったが、蓋嘉運の救援で退けたのを嘉し、なおよく王斛斯と計り、敵を防ぐように指示している
46	勅安西節度王斛斯書(4)	10	7	四鎮節度副大使安西副大都護王斛斯等	春晚極暄	卿及將士已下	開元24年3月	前年冬の(突騎施の)侵攻に対する防備をねぎらい、今後の方針を指示している
47	勅安西節度王斛斯書(5)	10	8	王斛斯	時暑	卿及將士已下	開元24年5月頃	王斛斯に対し大食の呼遣散訶密の上表によって、大食との協力関係を確認したことを伝え、今後の行動について指示している。
48	勅安西節度王斛斯書(6)	10	9	四鎮節度副大使安西副大都護王斛斯及將士已下	夏晚毒熱	卿及將士已下	開元24年6月	王斛スらの前年の対突騎施戦の働きを慰勞し、その軍功を具体的に報告するように命じている。また、西域で突騎施と吐蕃との協力関係を警戒するよう指示した。

表3 『曲江集』卷十 勅書起草時期対照表

通号	題名	卷	番号	張九齡編年考	張九齡集校注	『曲江集』勅書を読む会	参考研究
40	勅常州別駕董愷運書	10	1	開元23年春末の王昱在職期間	開元23年春末の王昱在職期間	開元22年・23年・24年いずれかの3月	
41	勅當息羌首領書	10	2	開元23年夏初	開元23年夏初	開元22年・23年・24年いずれかの夏	開元23年夏(石見)
42	勅雋州都督許齋物書	10	3	開元23年8月から9月の間	開元23年8月から9月の間	開元22年・23年いずれかの8月	開元23年秋(石見) 開元26年頃(藤澤・菅沼)
43	勅隴右節度陰承本書	10	4	開元22年7月	開元23年7月	開元22年・23年いずれかの8月	開元23年秋(石見)
44	勅安西節度王斛斯書(3)	10	5	開元24年春正月	開元24年春正月	開元24年正月	開元24年春正月(齊藤)
45	勅北庭経略使蓋嘉運書(1)	10	6	開元24年3月	開元24年3月	開元24年3月の可能性が高い。23年3月の可能性もある。	開元24年3月(齊藤)
46	勅安西節度王斛斯書(4)	10	7	開元24年3月	開元24年3月	開元24年3月	開元24年3月(齊藤)
47	勅安西節度王斛斯書(5)	10	8	開元24年5月から6月の間	開元24年盛夏	開元24年5月頃	開元24年5月から6月の間(齊藤)
48	勅安西節度王斛斯書(6)	10	9	開元24年6月	開元24年6月	開元24年6月	開元24年6月(齊藤)
49	勅安西節度王斛斯書(7)	10	10	開元24年9月	開元23年8月から9月の間	開元24年秋	開元24年9月(齊藤)
50	勅安西節度王斛斯書(8)	10	11	開元24年10月初	開元24年10月初	開元24年の9月か	開元24年晩秋(齊藤)
51	勅北庭経略蓋嘉運書(2)	10	12	開元24年10月	開元24年9月から10月の間	開元24年8・9月頃	開元24年晩秋(齊藤)
52	勅渤海使蓋嘉運書	10	13	開元23年11月	開元23年10月以後	開元23年11月	開元23年11月(齊藤)
53	勅四鎮節度王斛斯書(1)	10	14	開元23年11月	開元23年11月から12月の間	開元23年閏11月または11月	開元23年11月(齊藤)
54	勅四鎮節度王斛斯書(2)	10	15	開元23年11月	開元23年11月	開元23年11月	開元23年11月(齊藤)
55	勅安西節度王斛斯書(9)	10	16	開元23年11月	開元23年11月	開元23年11月	開元23年11月(齊藤)
56	勅北庭都護蓋嘉運書	10	17	開元24年正月初	開元24年正月初	開元24年正月	開元24年正月初(齊藤)
57	勅瀚海軍使蓋嘉運書(2)	10	18	開元24年正月初	開元24年正月	開元24年正月	開元24年1月26日～30日の間(齊藤)

表4 『曲江集』卷十三～卷十四 状諸本対照表

凡例：卷・丁・表/裏(8・1a/8・1b)とする

状	題名	卷	番号	四部叢刊	全唐文	四庫全書	文苑英華
1	論東北軍未可輕動状	13	12	13・9a	288・15b	13・10b	
2	請將吏刊石紀功状	13	16	13・12a	288・16b	13・14a	
3	賀張待賓奏剋捷状	13	20	13・15a	288・19a	13・16b	637・1a
4	賀北庭解圍仍有殺獲状	14	1	14・1b	289・1a	14・1a	637・1b
5	賀奚契丹廓清有期状	14	2	14・2a	289・1a	14・1b	
6	賀誅奚賊可突于状	14	3	14・2b	289・1b	14・2a	637・3a
7	賀破突厥状	14	4	14・3a	289・2a	14・3a	637・2a
8	賀東北累捷状	14	5	14・4a	289・2b	14・4a	637・2b
9	賀依聖料赤山北無賊及突厥要重人死状	14	6	14・4b	289・3a	14・5a	
10	賀突厥小可汗必是傷死状	14	7	14・5b	289・4a	14・6a	
11	賀聖料突厥必有亡徵其兆今見状	14	8	14・6a	289・4b	14・6b	
12	賀蓋嘉運破賊状	14	9	14・6b	289・5a	14・7a	
13	賀賊蘇祿遁走状	14	10	14・6b	289・5b	14・7b	637・2a

表5 『曲江集』 宦官名記載勅書・状一覧表

通号	題名	卷	番号	宦官名	勅・状 内官職	正史	他史料
11	勅河西節度牛仙客書 (2)	8	11	程元宗	内侍	× ×	
19	勅幽州節度張守珪書 (3)	8	19	趙惠琮	内給事	○ ○	文苑英華卷402・資治通鑑卷214など
34	勅渤海王大武芸書(1)	9	15		内侍	× ×	
40	勅常州別駕董懲運書	10	1	嚴正誨		× ○	南詔德化碑
41	勅當息羌首領書	10	2	王承訓		× ○	南詔德化碑
43	勅隴右節度陰承本書	10	4	范正顔		× ×	
52	勅渤海使蓋嘉運書	10	13	王尚客	内謁者 監	× ○	文苑英華646など
61	勅金城公主書(1)	11	4	竇元禮	内常侍	× ○	冊府元龜卷980
67	勅突厥可汗書(4)	11	10	趙惠琮		○ ○	文苑英華卷402・資治通鑑卷214など
68	勅突厥可汗書(5)	11	11	趙惠琮	内侍	○ ○	文苑英華卷402・資治通鑑卷214など
71	勅吐蕃贊普書(2)	11	14	竇元禮		× ○	冊府元龜卷980
72	勅吐蕃贊普書(3)	11	15	竇元禮	内常侍	× ○	冊府元龜卷980
74	勅吐蕃贊普書(5)	12	2	竇元禮		× ○	冊府元龜卷980
75	勅金城公主書(2)	12	3	宗玄禮 賈混		× × × ×	
76	勅吐蕃贊普書(6)	12	4	竇元禮		× ○	冊府元龜卷980
78	勅吐蕃贊普書(7)	12	6	劉思賢	内常侍	× ○	※墓誌(6211)
				劉明子	判官	× ×	
90	勅拓靜州首領書	12	18	王承訓		× ○	南詔德化碑
91	勅西南蠻大首領蒙婦義 書(2)	12	19	王承訓	内給事	× ○	南詔德化碑
93	勅安南首領爨仁哲書	12	21	安道訓	掖庭令	× ×	
1	論東北軍未可輕動状	13	12	高力士		○ ○	管見史料多数
				劉思賢		× ○	※墓誌(6211)
3	賀張待賓奏剋捷状	13	20	高力士		○ ○	管見史料多数
5	賀奚契丹廓清有期状	14	2	高力士		○ ○	管見史料多数
6	賀誅奚賊可突于状	14	3	高力士		○ ○	管見史料多数
8	賀東北累捷状	14	5	劉思賢		× ○	※墓誌(6211)
9	賀依聖料赤山北無賊及 突厥要重人死状	14	6	張暁	幽州節 度判官 監察御 史	× ×	
10	賀突厥小可汗必是傷死 状	14	7	牛仙童		○ ○	管見史料多数
11	賀聖料突厥必有亡徵其 兆今見状	14	8	林招隱		○ ○	曲江集卷15
12	賀蓋嘉運破賊状	14	9	高力士 王尚客		○ ○ × ○	管見史料多数 文苑英華646など
13	賀賊蘇祿逃走状	14	10	高力士 曹待仙		○ ○ × ×	管見史料多数

※墓誌番号は氣賀澤保規編『新編唐代墓誌所在総合目録』(汲古書院、2017年)による。